Ⅳ．考　　察

すでに前項までで述べたように、今回の調査ては愛宕山、長者原、川熊の三地区から縄文時代、弥生時代、古代（奈良・平安時代）、中世以降の遺構と遺物が発見された。

縄文・弥生時代には土器、石器などの遺物と、土壙壺棺墓が発見されている。奈良・平安時代には土師器、須恵器、赤焼土器、施釉陶器、瓦、砥石、鉄鏃、鉄斧などの遺物と、築地、杭列土塁、溝等の外郭施設ならびに住居跡、掘立柱建物跡等の遺構が発見されている。中世以降には中世陶器、鏡、平場などがある。

1．縄文時代・弥生時代の遺物と遺構について

（A）　遺　物

(1)　縄文時代早期の土器

縄文時代早期の土器は、愛宕山地区のⅠ層および長者原地区のⅢ層から出土した。口縁部 5 点、体部 25 点でいずれも胎土に繊維を含む土器である。

口縁部

口縁部には形態、文様、地文、調整などから次の 2 種類がみられる。

1 類　口縁が外傾して立ち上るもので、口縁上半に山形の沈線が施文される。外面が縦位の撚糸文（ｒ）で内面が擦痕のものである。

2 類　口縁が内弯しているもので、口縁上端に縄文原体の側縁圧痕がみられる。外面が撚糸（R）で内面が条痕のものである。

体部

体部は地文と調整から、外面が斜行縄文（ＲＬ）で内面が条痕のもの、外面が撚糸（L）で内面が条痕のもの、外面が撚糸文（ｒ）で内面が擦痕のものの 3 種類がみられる。

以上のような特徴をもつ土器は南境貝塚の如見地区第 2 層出土土器（後藤：1969）や船入島遺跡の船入島下層式（角田：1936）に類例がみられ、早期末として考えられているものである。

よってここでも早期末に位置づけておきたい。

(2)　縄文時代晩期の土器

縄文時代晩期の土器は愛宕山地区から出土している。出土土器は口縁部破片資料 442 点、地文以外の文様表現が認められる体部資料 248 点、地文だけが認められる体部破片資料 6000 点、底部資料 152 点、台部資料 40 点、脚部資料 3 点、口縁部突起 18 点である。これらの土器を検討するため、器面調整技法、文様表現技法と文様の種類、文様の施文部位、器形などについて観察し分類を行なう。

イ、土器の観察

〔器面調整技法〕

器面調整技法には土器の内外面を調整する「ケズリ」、「ミガキ」、「ナデ」などの種類がある。「ケズリ」は体部下端や底部外面に、「ミガキ」は文様の施文される口縁部および体部や内面に「ナデ」は口縁部や体部内面などにみられるものである。この他に沈線の内側に丹塗りがされる土器もみられた。

第 4 表表文様の種類

浮　線　文	連続浮線楕円文、平行浮線文
工　字　状　文	1．上・下の横位の沈線を縦の沈線でくぎったもの
	2．平行沈線を台形状に彫去した工字状文が逆向きに上・下に施文され、その間を途中から反転する沈線で連結したもの
	3．平行沈線を台形状に彫去した工字状文と反転する曲線による扁平な三角形の２段のもの
	4．平行沈線を台形状に彫去した工字状文と中に沈線のある楕円による２段のもの
	5．平行沈線をめぐらし、上・下から交互に台形に彫去したもの
	6．平行沈線を台形に彫去したもの
	7．平行沈線間に下位の沈線を山形に張り出させたもの
	8．上・下を平行沈線によって区画し、その間に中に沈線のある楕円を配したもの
	9．上・下を平行沈線によって区画し、その間に反転する曲線による扁平な三角形を横に連続させるもの
	10．菱形文を縦位に連続させたものと横位沈線を断続させたもの
	11．工字状文６＋刺突
	12．工字状文８＋刺突
平 行 沈 線 文	
一条の沈線文	

〔文様表現技法〕

文様を描く文様表現技法には「浮線文」、「沈線文」、「刺突文」、「縄文」などがみられる。

「沈線文」にはヘラ描きによる沈線と棒状工具による沈線がみられ、ヘラ描きの沈線には内面に「ミガキ」が施されている。

「刺突文」には半載竹管状の先端を刺突したものと、先端の細い棒状工具を刺突したものがみられた。

「縄文」には斜行縄文（原体ＲＬ、ＬＲ）、撚糸文（原体Ｒ、Ｌ）などがみられた。

〔文様〕

器面で観察できた文様には、工字状文、浮線楕円文、平行浮線文、平行沈線文、一条の沈線文などがみられた。このうち工字状文には 12 の種類がある。

〔文様施文部位〕

文様が施文される位置は、ある程度規則性が認められ、施文部位は次のように分けられる。

（A）口縁部上半、（B）口縁部全体、（C）肩部、（D）口縁部上半と肩部、（E）頚部

〔器形〕

出土している土器には壺形土器、浅鉢形土器、深鉢形土器の 3 種類の器形がみられる。さらに、底部破片でみると台付、脚付の土器もあるが、口縁・胴部資料と接合した個体がないため全体の器形は判明しない。

口縁部は波状口縁と平口縁とがあり、後者には突起がつくものとつかないものとがある。また傾きをみると、外傾、外反、直立、内弯とに分かれる。

ロ、土器の分類

土器の観察でのべた結果にもとづいて、出土土器を口縁部、体部、底部に分けて分類する。

《口縁部》

〈壺形土器〉

壺形土器の口縁部の形態には、直立するもの、外傾して突起がつくもの、外傾して突起がつかないものの 3 種類がある。

Ｉ）口縁部が直立するもの。

文様は口縁部に施文されるもの（A）と頚部に施文されるもの（B）とがある。いずれも内面の口縁部上半には一条の沈線がめぐる。

ＩＡ類　口縁部に浮線楕円文や平行浮線文が施文されている。

ＩＢ類　頚部に工字状文 6 が施文されている。

Ⅱ）口縁部が外傾して突起がつくもの。

第５表　縄文時代晩期の土器分類

	器　形	文　様　の　種　類
口縁部	壺形土器	Ⅰ．口縁部直立　Ａ．口縁部に文様―浮線楕円文、平行浮線文 Ｂ．頸部に文様　―工字状文６
		Ⅱ．口縁部外傾＋突起　―工字状文13
		Ⅲ．口縁部外傾、突起なし　―沈線
	浅鉢形土器	Ⅰ．口縁部外傾＋突起　Ａ．工字状文―工字状文３．４．５．６．７．８．12 Ｂ．平行沈線文 Ｃ．不連続線文
		Ⅱ．口縁部外傾、突起なし　Ａ．工字状文―工字状文２．６．10 Ｂ．平行沈線文 Ｃ．一条の沈線文
		Ⅲ．口縁部が内弯　Ａ．工字状文―工字状文６．10 Ｂ．一条の沈線文
	深鉢形土器	Ⅰ．頸部屈曲　Ａ．波状口縁 Ｂ．平口縁　ａ．突起あり ｂ．突起なし
		Ⅱ．頸部変化なし
体部	壺	工字状文１．６．12．13
	浅鉢形土器	工字状文６．10．12
台部		工字状文３．６．８．10．11
		平行沈線文

口縁部上半には外面に一、二条、内面に一条の沈線がめぐる。肩部に工字状文 13 が施文されているものがある。

Ⅲ）口縁部が外傾して突起がつかないもの。

口縁部上半あるいは頸部に一ないし三、四条の沈線がめぐる。また口縁部の上端や内面上半に一条の沈線がみられるものもある。

〈浅鉢形土器〉

浅鉢形土器の口縁部は外傾して突起がつくもの、外傾して突起がつかないもの、内弯するものとがある。

Ⅰ）口縁部が外傾し突起がつくもの。

肩部に文様がみられ、文様には工字状文、平行沈線文、不連続沈線文の種類がある。

ⅠＡ類　工字状文が施文されるものである。

文様帯の上下を沈線で区画し、その間に工字状文が施文される。工字状文として一括したものには3、4、5、6、7、8、11 が含まれている。外面の口縁部上半、内面の頸部・口縁部上半に沈線がみられるものもある。

ＩＢ類　平行沈線文が施文されるものである。

三条の沈線によって平行沈線が描かれている。この類は破片であること、同じ器形であるＩＡ類の中に三条の沈線の一部を削去した工字状文がみられることから、ＩＡ類に含まれる土器である可能性が残る。

ＩＣ類　不連続沈線文が施文されるものである。

この文様はそれ自体で主たるモチーフを描くことは少なく、またその下部にはさらに数条の沈線が認められていることから、ＩＡ類にみられる工字状文のいずれかの種類と組み合うことが考えられる。

このようにＩＢ・ＩＣ類については、類別に不明確な点を有している。

Ⅱ）口縁部が外傾し突起がつかないもの。

口縁部の施文文様には工字状文、平行沈線文とがある。

ⅡＡ類　工字状文が施文されるものである。

文様帯の上下を沈線で区画した間に工字状文が施文される。工字状文 2、6、9 の種類がみられる。内面の口縁部上半に一条の沈線がめぐる。

ⅡＢ類　平行沈線文が施文されるものである。

二、三条の沈線で構成され、沈線のなかに刺突の施されるもの（ａ）と刺突のみられないもの（ｂ）とがある。内面の口縁部上半に沈線がめぐる。口縁部上端や頸部にも沈線がみられるものもある。

ⅡＣ類　一条の沈線文が施文されるものである。

口縁部上端、内面にも沈線がみられる。

Ⅲ）口縁部が内弯するもの。

口縁部の文様には工字状文、一条の沈線文とがある。

ⅢＡ類　工字状文が施文されるものである。

文様帯の上・下を沈線で区画し、その間に工字状文 6、9 が描かれている。内面の口縁部上半に沈線が施文されている。

ⅢＢ類　一条の沈線文が施文されるものである。

〈浅鉢形土器〉

頚部の形態は、屈曲するものと屈曲しないものとがある。

Ｉ）頚部が屈曲するもの。

口縁部形態は、波状口縁（A）と平口縁（B）とがあり、ＩＢ類はさらに突起をもつもの（ａ）と突起をもたないもの（ｂ）とに分かれる。

いずれも口縁部が無文で体部に縄文が施文されており、頚部や口縁部に沈線のめぐるものも

ある。

Ⅱ）頚部が屈曲しないもの。

すべて平口縁であり突起はもたない。体部から口縁部まで縄文が施文されているが、まれに口縁が無文のものもある。

《口縁部突起》

突起部だけの破片には山形を呈する突起の頂部を肥大させ、その上面に文様を施文したものがある。頂部の形態は、平面形が口縁部と直交する方向に長い長方形のものと、円形のものとがある。前者には「S」字状の浮文、後者には同心円の沈線や刺突が施されている。

山形を呈する突起は口縁部資料にも認められるが、上記のように突起頂部を肥大させたものはない。したがって、これらの突起がどの類に付くものであるか明らかにできない。

《体部》

体部は文様帯のみられる資料を取り上げる。器形は壺形土器と浅鉢形土器がある。なお深鉢形土器の体部破片は縄文の施されたもののみである。

〈壺形土器〉

すべて肩部に工字状文が施文されるが、他に小破片のため文様単位の不明なものもある。工字状文の種類には、1、6、11、12 がある。このうち口縁部資料にもみられるのは、工字状文 6、12 である。工字状文 1、11 が口縁部資料にみられないのは、口縁部資料が大部分体部の不明な破片であることによるものと思われる。

〈浅鉢形土器〉

文様は工字状文 3、6、8、9、11 がみられた。他に小破片で文様単位の不明なものもある。いずれも口縁部あるいは肩部に文様が施文されていると思われ、本来は口縁部資料に含めて取り扱うべきものであるが、口縁部（端部）を欠いていることによってこの項に含めている。

《底部》

底部の形態はⅠ平底、Ⅱ脚付、Ⅲ台付の 3 種類がある。

Ⅰ）平底のもの。

わずかに上底気味のものが多い。底面は木葉痕、網代痕のみられるものと、ケズリ調整されているものとがある。

Ⅱ）脚付のもの

脚は長く棒状を呈する。内側に縦位の沈線が描かれている。

Ⅲ）台付のもの

「ハ」字をした台が付く。文様には工字状文 6、9、10 が施文されるものと、平行沈線が施文されるものとがある。

《小形土器》

3 点出土している。個体ごとに器形その他の特徴が異るので分類は行なわない。

ハ、土器の年代

出土した土器は、前項のように三器形に大別され、それぞれ細部器形の相違・文様の相違等によってさらに分類された。

遺物包含層からは、浅鉢ⅡＣ・ⅢＢを除く各種類が出土しており、組み合わせが成立する。

組み合わせが成立した土器について従来の研究成果に基づき他の遺跡と比較してみると、青森県亀ケ岡遺跡（鈴木他：1973）、岩手県花巻市高松遺跡（岩手県教委：1979）、宮城県一迫町山王遺跡（須藤：1973）、同町巻掘遺跡（一迫町教委：1977）、角田市鱸沼遺跡（志間：1971）、同市梁瀬浦遺跡（角田市教委：1976）、などに器形、文様の類例がみられる。そしてこれらの土器は、大洞Ａ´式として位置づけられているものである。

また浅鉢ⅡＣ、ⅢＢ類は、大洞Ａ、Ａ´式のいずれにも類例がみられるものであり、時期を限定できない。

第６表　分類可能な土器の集計

	口縁部																								体部								台部			
	壺				浅鉢																深鉢				壺				浅鉢							
	ⅠＡ	ⅠＢ	Ⅱ	Ⅲ	ⅠＡ						ⅠＢ	ⅠＣ	ⅡＡ			ⅡＢ	ⅡＣ	ⅢＡ		ⅢＢ	ⅠＡ	ⅠＢａ	ⅠＢｂ	Ⅱ	工字状文				工字状文				工字状文			平行沈線
					3	4	5	6	7	8	11		2	6	9			5	9						1	6	11	12	3	6	8	11	5	9	10	
包含層	1	1	6	4	1		1	3	1	3	1	2	3	2	1	2	3		5			4	8	25	32	5	9		2		2		1	1	2	1	15
堆積層他	1					1		5								1		1	3	1	1						1	1		1	3	1					2
計	2	1	6	4	1	1	1	8	1	3	1	2	3	2	1	3	3	1	8	1	1	4	8	25	32	5	10	1	2	1	5	1	1	1	2	1	17
	13				41																	69				18				8				21		

ニ、包含層出土土器群のもつ内容

すでに述べたように、本遺跡の包含層出土の縄文晩期の土器は、大洞Ａ´式として一括されるものと考えられた。そこで次にこれらの土器群のもつ内容について若干述べてみたい。

〔土器組成〕

出土した土器群は、器形としては壺・浅鉢・深鉢形土器によって構成されている。その量比については第６・14 表に示した通りである。多くは破片であり、さらに浅鉢形土器皿類としたものには大小の別があり、大形のものは鉢形のものを含むものもあると思われるなど、破片からの器形推定であるという資料上の制約は免れ得ないが、土器組成の大要は知ることができる。

すなわち、口縁部破片中、深鉢形土器が 230 点であり、63％を占めている。深鉢形土器は口縁部の形態によってやや器形の異なるものもあり、また口縁部に無文部を有するものとそうでないもの等の別もあるが、いずれも装飾文様をもたないいわゆる粗製土器と考えられるものである。

これに対して、壺、浅鉢形土器等の多くは装飾文様をもつものであり、前者に比してその比率は極めて低い。このような組成のあり方は、縄文晩期に共通するものである。

浅鉢形土器は、量的にも文様的にも装飾文様をもつものの中では主体的な位置を占めるものである。器形的には、口縁部が外傾するもの（浅鉢形土器Ⅰ・Ⅱ類）と、口縁部が内弯気味で丸味をもって底部へ至るもの（Ⅲ類）とがあり、またそれぞれ台付のものが含まれるであろう。したがって、浅鉢形土器としたものの中にはなお区分されるべき数種の器形を含んでいると思われる。

壺形土器についても細頸のものと広口のものとがあり、前者は量的に僅少である。

底部の形態については、平底（161）、台部（40）、脚部（2）と平底が最も多い。深鉢形土器が多くを占めることと強い関連がうかがわれる。台部がそれに次いでいる。台部はすでにのべたように浅鉢形土器に組み合うと思われるものであり、その出土量からみて台付浅鉢形はかなりの比率で存在していることが推定される。脚部はごく少量である。浅鉢形土器のいずれかの器形に組み合うものと思われる。

〔文様と器形〕

出土土器のうち、器形の推定できる土器に付された文様は 14 種であり、これに体部破片、台部破片の文様の種類を加えると 16 種類である。

これらは工字状文（13 種類）、浮線だ円文、平行沈線文、平行沈線文、一条の沈線文がある。工字状文の施文されているものが大半を占め、その中でも工字状文 6 が最も多く、次いで工字状文 9、1、8、の順となる。

壺形土器

壺形土器の文様は口縁部上半や肩部にみられる。口縁部上半に施文される文様には浮線だ円文、平行浮線文や一ないし数条の沈線文がある。前二者は口頸部が細くほぼ直立する器形にみられ、後者は口頸部が太く外傾する器形につく。肩部に施文される文様は工字状文であり、工字状文 1・6・11・12 がみられる。したがって壺形土器の主たる文様は肩部に施文された工字状文と考えられ、また工字状文 1・12 は壺形土器にのみみとめられる文様である。

浅鉢形土器

浅鉢形土器の文様は口縁部（Ⅱ・Ⅲ類）または肩部（Ⅰ類）に文様がみられる。口縁部に施文される文様は工字状文、平行沈線文、一条の沈線文であり、工字状文には工字状文 2・6・9 の 3 種類がある。肩部に施文される文様は工字状文であり、工字状文 3・4・5・6・7・8・11 がみられる。数量的には工字状文が多く、平行沈線文、一条の沈線文はごくわずかである。また工字状文 3・4・5・7・8・10・12 は浅鉢形土器にのみみとめられる。

なお、浅鉢形土器に組み合うと考えられる台部破片には工字状文（工字状文 6・9・10）、平

行沈線文とがあり、このうち工字状文10は台部にのみみとめられる文様である。

このように浅鉢形土器の文様としては工字状文6が多く施文され、浅鉢各類に共通する。

深鉢形土器

深鉢形土器は頚剖に口縁部と体部を区画する沈線が施文されるものがある。

台部破片にみられる文様は3種類が認められ、工字状文（6・9・11）が大半を占め、平行沈線文、無文のものもある。

(3) 弥生土器

弥生土器は、調査を行なった3地区から出土しているが、特に愛宕山地区東側頂部西斜面と東斜面の遺物包含層から多量に出土した。その詳細についてはそれぞれの項で述べた。ここでは、それらの資料についての観察結果をまとめ分類を試みることにする。

イ、土器の観察

観察は、器面調整、文様表現技法、器形について行なったが、出土資料のほとんどは破片であり十分な観察は行ない得なかった。ことに器形推定は困難であり、また、器面調整についても器形の部位に大きく左右されるものでありそれらの特徴等を抽出することは出来なかった。

〔器面調整技法〕

器面調整技法には「ケズリ」、「ナデ」、「ミガキ」の3種類がみられる。傾向として「ケズリ」は体部下端や底部下面などにみられる。「ナデ」は口縁部や体部内面などにみられる。「ミガキ」は体部外面にみられる。ただし、器面が風化、磨滅しているため不明なものも多い。

〔文様表現技法〕

文様を描く技法としては、「刺突」、「沈線」、「縄文押圧（撚糸圧痕）」などがある。

「刺突」には棒状工具による刺突（円形、方形、楕円形）、半截竹管状工具等による刺突（瓜形文）や指頭状に凹ませたものとがあり、それらの表現のしかたによって横位連刺突交、交互刺突文、波状浮線文、指頭状押圧の種類がある。また、これらとは別に主に沈線に沿って不規則に施される刺突もある。「波状浮線文」は2本の横位沈線で区画した間を上下より交互に刺突が施文され、波状の浮文状をしているものである。

「沈線」には一本工具によるものと平行工具によるものがある。また、先端の鋭い工具によるもの、鈍い工具によるものの別がある。一本工具で描かれるものには円文、だ円文、弧線文（連弧文）、波状文、渦巻文、山形文（連続山形文）、菱形文、あや杉文、横位沈線、縦位沈線、斜位沈線などがある。平行工具によるものは、平行沈線、平行連弧文などがある。

「縄文押圧」は横位のもの、波状のもの、また、二条1単位で横位、山形のものなどがある。

この他に器面に施されるものとして地文としての縄文（ＬＲ・ＲＬ）、撚糸文（Ｌ・Ｒ）があ

第7表　弥生土器の分類

口　縁　部

			包含層	Ⅰ.Ⅱ.Ⅲ層
Ⅰ．肥厚するもの	A．文様の施されるもの	1．刺突系		
		(a) 波状浮線文	○	
		(b) 交互刺突文	○	○
		(c) 横位連続刺突文	○	○
		(d) 指頭状押圧文	○	○
		2．沈線によって文様が描かれるもの	○	○
	B．地文のみ又は無文	(a) 縄　文	○	
		(b) 撚 系 文	○	
		(c) 無　文		
Ⅱ．肥厚しないもの	A．文様の施されるもの	1．刺突文系		
		(c) 横位連続刺突文		○
		2．沈　線		
		(a) 鋭い工具		○
		(b) 鈍い工具		
		i）平行線文	○	○
		ii）不定形文様	○	
		iii）平行線・波状文		○
		3．縄文押圧		○
	B．地文のみ又は無文	(a) 縄　文	○	○
		(b) 撚糸文	○	○
		(c) 無　文	○	○

体　　部

	A．文様の施されるもの	1．鋭い工具 2．鈍い工具
	B．地文のみ又は無文	

る。これらは大多数が直接的に文様を描く要素として取扱う位置付けをもたないものであるが、なかには磨消縄文文様を構成する一つの要素として間接的に文様に組み入れられるものや、口縁部と体部とで施文方向を変えているために文様としての効果が想定されるものがある。

なお、本遺跡の弥生土器に施される磨消縄文文様はすべて充填縄文手法である。

〔器形〕

すでに述べたように出土土器は大部分が破片であるため、全体の器形をうかがえるものはごく限られた二、三例である。したがって、器形を推定しその種類を述べることはできないが、口縁部、底部といった外部形態については二、三の種類が認められる。即ち、口縁部では肥厚するものとそうでないものがあり、肥厚するものの中には複合口縁状をなすものもある。底部では平底、脚付のものがある。体部片についてはややふくらむものと屈曲なく底部へ至ると考

えられるものがある。これらを総合して大ざっぱにみると出土土器の多くは頚部でくびれて外傾する口縁部をもち、体部はやや膨む甕、壺形のものと、口縁部から屈曲なく底部へ至る深鉢形のものの二種である。そして前者では文様が施されたり、また、文様が施されない場合でも口縁部が肥厚するものが多いようである。

ロ、土器の分類

前記した観察結果にもとづき出土土器を口縁部、体部、底部に分けて分類を行なう。

〔口縁部〕

口縁部は肥厚するものとそうでないものがあり、また、文様の施されるものと地文のみまたは無文のものとがある。さらに文様の施されるものは文様の種類によって、地文のみのものは地文の種類によって類別される。

Ｉ、口縁部が肥厚するもの

Ａ、文様の施されるもの

1. 刺突文系の文様を有するもの

刺突文系として一括される文様としては（ａ）波状浮線文、（ｂ）交互刺突文、（ｃ）横位連続刺突文、（ｄ）指頭状押圧文の４種があり、それによって次のように類別される。

ａ）、波状浮線文が施されるもの

波状浮線文は肥厚部に施される。2 段になって巡るものや、肥厚部上、下部に離れて巡るもの、また、肥厚部下端にのみ巡るものなどがあり、横走する沈線と併用される場合がある。いずれの場合でも肥厚部下端には施されており、口縁肥厚部文様帯の下限を画す文様となる。このため、肥厚部は複合口縁状と区別される。以下は無文磨消帯である。

ｂ）、交互刺突文が施されるもの

口縁肥厚部下端にあって文様帯の下限を画するものが多い。わずかにその上下を平行沈線によってはさまれ文様帯の主なモチーフとなるものもある。肥厚部下端に巡る場合も太い沈線と併用される例が多く、肥厚部文様は沈線によって描かれる。沈線文様は平行沈線による弧状文が圧倒的で、弧の頂点に対応して口縁部は波状となるものが多い。また、沈線内には不規則な刺突が施されるものもある。

ｃ）、横位連続刺突が施されるもの

いずれも肥厚部下端を巡っている。肥厚部の文様は平行沈線による弧状文、横位の撚糸圧痕文等の他に地文のみのものもある。

ｄ）、指頭状押圧文が施されるもの

肥厚部下端を巡るものと肥厚部内に施されるものがあるが後者は少ない。また、肥厚部

は地文のみまたは無文のものが多く、わずかに沈線や撚糸圧痕文の施されるものがある。

2. 沈線によって文様が描かれるもの

刺突文系の土器群に比して口縁部肥厚状況は不明瞭である。沈線は太い一本工具によって描かれるものが大半で、弧状文を主体とし山形文等もみられる。弧状文の連結部や山形文に対応して口縁部は波状となる。他に半截竹管状工具による山形文等もみられる。

Ｂ、地文のみまたは無文のもの

地文は肥厚部にのみ施されるものが多い。また、肥厚部は段をもって明確に区別され複合口縁状を呈するものが多い。地文の種類としては(ａ)縄文のもの、(ｂ)撚糸のものがあり他に(ｃ)無文のものとがある。

縄文施文のものは口縁上端に施されるものもあり、口縁部に低い山形突起を有するものもある。原体はＲＬ、ＬＲが主体的であり、付加縄文のものもわずかに認められる。

撚糸文施文のものは数が少ない。肥厚部内で回転方向を変えているものや、肥厚部以下にのみ施されるものがある。

無文のものには内面に沈線が巡るものがある。

Ⅱ．口縁部肥厚の認められないもの

Ａ．文様の施されるもの

1. 刺突文系の文様を有するもの

刺突文の種類としては（ｃ）横位連続刺突文のもののみが認められる。刺突は先端の丸い工具によってなされた円形のものと半截竹管状工具によってなされた弧形のものがある。それらはⅠ類と同様口縁上半中に施されたり、その下端を画したりするもののほか頚部近くにあって口縁部の下限を示すかのように巡らされるものもある。併用される文様としては波状沈線、横位撚糸圧痕があり、地文には縄文、撚糸文がある。

2. 沈線によって文様が描かれるもの

沈線には（ａ）鋭い工具で細く描かれるものと、（ｂ）先端の鈍い工具によって描かれるものがある。

ａ）、横走する二条単位の平行沈線によって画された区画内に３本単位の沈線によって連弧文が描かれているものである。器形は小形の鉢と考えられる。弧の連結部は縦の沈線によって区切られている。出土量は少ない。

ｂｉ）、平行沈線によって横位にまたは弧状に描かれるものである。弧状のものはその連結部に対応して波状口縁を呈する。

ｂⅱ）、一本又は二本単位の沈線によって不定形の文様を描くものである。

ｂⅲ）、口縁部に磨消帯を有し、その中に横位平行沈線、波状沈線によって文様を描くもの

で１例のみ出土した。文様的には波状沈線の山形部分につくり出された空白部に短い沈線を埋めたり、また、器形的にも山形小突起を有する小形深鉢と考えられるものである。

3. 縄文抑圧によって文様が描かれるもの

二条単位の撚糸圧痕文によって山形文、平行文を描いているものである。1 例のみ出土している。

Ｂ、地文のみまたは無文のもの

器形的には頚部でくびれ、口縁部が外傾するものと口縁部からあまり屈曲なく底部へ至ると思われるものとがある。

ａ）地文が縄文のもの

口縁部全体に施されるものと口縁部上半にのみ施されるものとがある。原体はＬＲ、ＲＬが多い。

ｂ）撚糸施文のもの

口縁部の各方向（縦位、斜位、格子状）に施している。また、口縁部上半と以下とで方向を変えているものがある。

ｃ）無文のもの

小片のため不明な点があるが、少なくとも体部上半まで無文のものと、口縁部のみ無文で体部には地文が施されるものとがある。

〔体部〕

Ａ、文様の施されるもの

体部片については器形的に類別することはできない。

施される文様は刺突文系のものと沈線によるものとがある。刺突文系のものとしては波状浮線文、交互刺突文、横位連続刺突文があるが、その大部分は、部位的には口縁部に含めて理解すべきであるが、口縁端が現存しないために、体部片として取り扱っているものである。それらを除いて考えると体部に施されている文様は波状浮線文と横位連続刺突文があり、すべて沈線による文様と併用されている。さらに、波状浮線文は体部文様帯の上限を画すものであり、横位連続刺突文も沈線によって描かれた文様中に部分的に認められるものであり、体部文様は基本的には沈線によって描かれる。

沈線による文様は工具の違いによると考えられる沈線形態の違いによって、⑴ 鋭い工具によって細く描かれるもの、⑵ 先端の鈍い工具で幅広く描かれるものがある。

⑴ は、小片のため文様の全容は明確でないが、2～3 本を単位として連弧又は渦文を描くと考えられるものである。

⑵ は、大柄な構図によって文様を描くもので、前記した刺突文はこの類と併用される。

沈線文様は部分的には弧線、山形文、横位平行線、平行弧線等各種が認められるが、それは全体の文様意匠を示すものではなく、また、同一土器片に数種が描かれている場合もある。

また、沈線文様を装飾効果としているものと、沈線によって楕円、円、平行線といった区画文を描いたのち充填縄文手法によって磨消縄文文様としての装飾効果を意図しているものがある。その場合においても両者が併用されているようである。

したがって、体部については沈線形態によって２つに類別するのみにとどめる。

Ｂ、地文のみ又は無文のもの

地文には縄文、撚糸文がある。ただし、施文部位を考慮する必要があり、地文だけで分類することは難しい。ここではその種類を提示することにとどめたい。

ハ、土器の年代

出土土器は前項のように分類された。それらの各類の出土状況は、表に示した通りである。遺物包含層出土土器にはそれらの大半の種類が含まれているが、堆積層からのみ出土している種類も若干みとめられる。それらの出土状況や文様、器形等の差異によって、本遺跡出土の弥生土器は次の三群にまとめることができる。

〈第１群土器〉

先端の鈍い工具による沈線によって平行線文、波状文の描かれたものである。口縁部ⅡＡ2ｂⅲ類と分類されたもので資料は１例のみである。この土器は他の沈線によって文様の描かれる土器とは異質であることはすでに述べた。すなわち、口縁部に無文磨消帯を有し、その部分に沈線文様を描いて文様帯としており、描かれる文様は山王遺跡出土遺物（須藤：1973）などに描かれているものに共通するもので東北地方の弥生土器の編年の初頭に位置付けられている大泉式土器に施される文様と類似している。

本資料の場合１例のみの出土であり、また、小片のため文様構成等になお明確でない点もあるが、ここでは大泉式土器として理解しておきたい。

〈第２群土器〉

先端の鋭い工具による沈線によって文様の描かれたものである。口縁部ⅡＡ2ａ類、体部A1類がこれにあたる。文様はその文様は連弧文、渦文等である。

この群の土器はその文様上の特徴から、桝形囲式に属するものと考えられる。

〈第３群土器〉

上記二群を除いたもので、本遺跡出土の大部分が含まれる。器形としては頚部でくびれ口縁部が外傾する甕、壺類が多いようであり、また、口縁部は肥厚し複合口縁状をなすものがある。文様は刺突文によるものと沈線文によるもの、撚糸圧痕によるものとがあり、撚糸圧痕のもの

は少ない。刺突文は口縁肥厚部に多用されている。体部文様は沈線によるものが圧倒的であるが、文様の種類は多様であり、磨消縄文文様を描くものもある。

これらの土器は一括して弥生時代末に位置付けられている天王山式に属するものと考えられる。ただし、天王山式土器については必ずしもその内容は明確でなく、さらに細分する見解(佐藤 1978)も示されている。本遺跡の場合でも包含層中から出土しなかった類（口縁部A1ｃ、A3）もあるなど問題点を含んでいるが、出土状況や出土土器の資料的限界からそれを検討する材料に乏しい。

(4)　石器の年代

石器は剥片石器（石鏃、石錐、石匙、石箆、不定形石器）、礫石器（礫器、磨石、凹石、石皿）などが出土している。

これらの石器は縄文時代の包含層、弥生時代の包含層、堆積層（愛宕山地区のⅠ～Ⅲ層および遺構堆積土、長者原地区Ⅰ～Ⅲ層）から出土している（第８表）

石器の年代は共伴する土器から縄文の包含層出土のものは大洞A´式期に、弥生の包含層出土のものは天王山式期とすることができる。堆積層出土石器の中で愛宕山地区の南西斜面裾部の石器は出土地区から縄文時代晩期の土器を出土し、弥生時代の遺物をほとんど含まない地区であることから、縄文時代晩期の大洞A～A´式期のものとして、また他の地区で出土する石器は、周辺から弥生土器が出土していることから天王山式期の石器に含まれる可能性がある。

第８表　石器出土状況

地区＼種別		石鏃	石錐	石匙	石箆	磨石	凹石	石皿	礫器	不定形石器	計
愛宕山地区	縄文包含層	19	2		1	1		1	2	3	29
	弥生包含層	4		2	1	2	2			1	12
	南西斜面		1	4	2	1	1	3		2	14
	南東斜面	2		2		1		2			7
	X－X			2				1			3
長者原地区		2		1	1	2					6
計		27	3	11	5	7	3	7	2	6	71

縄文時代遺物包含層出土石器について

包含層出土石器は、剥片石器(石鏃、石錐、石箆)、礫石器(礫器・凹石・磨石・石皿)である。

剥片石器

石鏃は19点出土しており、形態のわかるものには右のようなものがみられた。

石鏃の形態

無茎	A　基部が凹状のもの	1
	B　基部が平坦なもの	1
	C　基部が丸いもの	4
有茎	D　基部が「T」字状のもの	2
	E　基部が「Y」字状のもの	7
	F　基部が「V」字状のもの	4
計		19

出土点数はE類が７点と多く、C類が４点、D類が２点、A・B類が１点づつである。この中でE類に長さの長いものと短いものがみられる。石材は頁岩、黒曜石、玉ずいなどが使用されている。

石錐の形態

A	つまみ部から錐部へ急角度で移行するもの	2
B	つまみ部から緩やかな角度で移行するもの	1

石錐は３点出土しており形態は表のようなものがみられる。石材は頁岩である。

石箆は１点出土している。

礫石器

礫器は２点出土している。自然礫を利用したもので、２点ともほぼ同じ大きさで、片面剥離のものである。

この他に凹石、磨石、石皿が各々1 点出土している。この中で凹石には浅い凹部と上端および下端に敲打痕がみられることから、凹石と敲石の機能を併用していたものと思われる。

これらは全体の量としては少ないが１時期の石器組成を示すものと考えられる。

弥生時代の遺物包含層出土石器について

包含層出土石器は、剥片石器（石鏃、石匙、石箆）礫石器（凹石、磨石）が出土している。

剥片石器

石鍛は４点出土しており、形態のわかるものば右の３種類がある。

石鏃の形態

無　茎	A　基部が平坦なもの	1
	B　基部が凹状のもの	1
有　茎	C　アメリカ式石鏃	2
計		4

この他に石匙が２点、石箆が１点出土している。

礫石器

磨石は２点出土しており、長楕円形のものと楕円形のものがあり、使用痕が上・下・側面にみられる。

凹石は２点出土しており使用痕跡に、円錐状の凹部をもつものと、浅い凹部をもつものがあり、いずれにも敲打痕が認められ、凹石と敲石を併用したものと思われる。

弥生時代の遺物包含層については、全掘したものでないため、石器の量は少ないが、天王山式期の石器組成を示すものと考えられる。

縄文時代の石器と弥生時代の石器組成をみると、縄文時代に礫器がみられること、また、石鏃の中で弥生時代にアメリカ式石鏃が認められることで若干の異いはみられるが、他はほとんど差は認められない。

堆積層出土石器

堆積土出土石器は第８表のような出土状況を示している。この中で愛宕山地区南西斜面裾部出土のものが縄文時代晩期、その他の地域のものが弥生時代に含まれる可能性があるものである。

（B） 遺　構

⑴　第２土壙

土壙の平面形は「Ｌ」字形で、断面形が「Ｕ」字形のものである。長さは 7m、深さ 0.5mの比較的大きな土壙である。土壙の堆積土中から縄文晩期の土器の口縁と体部が出土しているが、他の遺物はみられない。年代は遺物から縄文晩期と考えられるが性格は不明である。

⑵　壺棺墓

土壙中の土器の出土状況をみると、土器はおしつぶされているが、土壙のほぼ中央にあり、土壙の底面に接している。また、土器の周囲の堆積土は人為的に埋められた状況を示している。このことから土器は人為的に埋設されたと考えられる。埋設土器が弥生時代の桝形囲式系の壺形土器であることから、この遺構は桝形囲式期のものと考えられる。宮城県で弥生時代の土器を埋設した土壙が発見されている遺跡には次のような例がみられる。いずれも埋葬施設として考えられており、土器棺墓（壺棺墓、甕棺墓）と呼ばれているものである。

遺 跡 名	種　別	土器形式
白石市　青青	甕　棺	大泉式
仙台市　西台畑	土　壙	桝形囲式
	合口甕棺	
仙台市　南小泉	合口壺棺	桝形囲式
七ヶ浜町　清水洞屈	壺　棺	桜井式
志披姫町　宇南	壺　棺	天王山式系

2. 古代の遺物と遺構について

（A） 遺　物

(1)　土器の分類

〈土師器〉

土師器には坏、高台付坏、高坏、甕、埦の各器種がある。このうち数量の多い坏、甕について分類を行なった。分類の基準は器形、法量、製作に際しての技法などで、これは比較的器形の明らかなものを対象としている。

坏

坏には製作の際にロクロを使用しないものと、使用しているものとがある。前者は器形の特徴から３類（A～C類）に、後者は底部の切り離し技法から２類（D、E類）に分類された。以下、A～E類までを説明してみる。

〔坏A類〕製作に際しロクロを使用しないもので、口縁部が直立し、底部が丸底のものである。器面調整は外面が口縁部でヨコナデ、体部から底部にかけてヘラケズリ、内面は口縁部が横ナデ、体部がヘラナデである。

〔坏B類〕製作に際しロクロを使用しないもので、口縁部が直立し、底部が丸底のものである。これはさらに体部の形態から、体部に段が巡るもの（ＢⅠ類）と沈線が巡るもの（ＢⅡ類）とに分類される。

ＢⅠ類　体部に段が巡るもので、その位置は体部中央ないし底部近くである。段から上は直線的に外傾するものと丸味を持って外傾するものとがある。外面の器面調整は段から下はヘラケズリされているが、段から上はヘラミガキされているもの（ａ）とされていないもの（ｂ）とがある。内面はいずれもヘラミガキ・黒色処理されている。

第９表　土師器坏の分類

ロクロ不使用	A．口縁部直立、丸底			A
	B．口縁部外傾、丸底	Ⅰ．体部に段	a．外面にヘラミガキ	BⅠa
			b．外面にヘラミガキなし	BⅠb
		Ⅱ．体部に沈線	a．外面にヘラミガキ	BⅡa
			b．外面にヘラミガキなし	BⅡb
	C．口縁部外傾、平底	Ⅰ．体部に段（内面、ヨコナデ黒色処理）		CⅠ
		Ⅱ．体部に沈線（内面、ヘラミガキ黒色処理？）		CⅡ
		Ⅲ．体部に段、沈線なし（内外面にヨコナデ）		CⅢ
ロクロ使用	D、回転糸切り	Ⅰ．外面再調整あり（体下から底部、周縁、回転ヘラケズリ）		DⅠ
		Ⅱ．外面再調整なし		DⅡ
	E．切り離し不明	（体下から底部全面に手持ヘラケズリの再調整）		E

ＢⅡ類　体部に沈線が巡るもので、その位置は体部のほぼ中央である。沈線から上はやや丸味を持って外傾する。外面の器面調整は沈線から下はヘラケズリされているが、沈線から上はヘラミガキされているもの（ａ）とされていないもの（ｂ）とがある。内面はいずれもヘラミガキ・黒色処理されている。

〔坏Ｃ類〕製作に際しロクロを使用しないもので、形態は口縁部が外傾し、底部が平底のものである。これはさらに体部の形態から、体部に段が巡るもの（ＣⅠ類）と沈線が巡るもの（ＣⅡ類）と段、沈線を持たないもの（ＣⅢ類）とに分類される。

ＣⅠ類　体部に段が巡るもので、その位置は底部近くである。体部中央にふくらみを持つ。器面調整は外面では段から上が横ナデ、段から下はヘラケズリ、内面は横ナデ・黒色処理されている。

ＣⅡ類　体部に沈線が巡るもので、その位置は口縁部に近い。底部から口縁部にかけて丸味を持って外傾する。再酸化を受けており、また磨滅も著しいため器面調整は明確でないが、わずかに体部外面にヘラケズリ、内面にヘラミガキの痕跡がある。

ＣⅢ類　すでに述べた様に器形、調整等の特徴にやや問題があるが、ここでは一応土師器に含めたものである。体部に段、沈線を持たない。底部から口縁部にかけて丸味を持って外傾し、口縁端部において外反ぎみになる。器面調整は口縁部内外面に横ナデが施されている。

〔坏Ｄ類〕製作に際しロクロを使用しているもので、底部の切り離しが回転糸切りによるものである。これはさらに、再調整が加えられているもの（ＤⅠ類）と加えられていないもの（ＤⅡ類）とに分類される。

ＤⅠ類　体部下端から底部周縁にかけて回転ヘラケズリの再調整が加えられているものである。底部から口縁部にかけて丸味を持って外傾する器形で、内面はヘラミガキ・黒色処理されている。

ＤⅡ類　再調整が加えられていないものである。底部から口縁部にかけて丸味を持って外傾する器形で、内面はヘラミガキ・黒色処理されている。

〔坏Ｅ類〕製作に際しロクロを使用しているもので、体部下端から底部全面にかけて手持ヘラケズリの再調整が加えられているため、底部の切り離しが不明のものである。底部から口縁部にかけて丸味を持って外傾する器形で、内面はヘラミガキ・黒色処理されている。

高台付坏

完形のものは２点で他は口縁部から体部を欠くものである。いずれも製作の際にロクロを使用している。完形のものはともに体部が丸味を持って外傾するものであるが、そのまま口縁端部まで至るのとわずかに外反するのとに若干の違いがみられる。高台部はともに外方に踏ん張るものである。底部の切り離しはすべて回転糸切りで、底部の周縁は高台接合の際にナデ調整

されている。坏部内面の器面調整はすべてヘラミガキ・黒色処理である。

高坏

坏部から脚部にかけての破片が１点である。脚部が短いもので、器面調整は坏部内面がヘラミガキ・黒色処理、脚部がヘラケズリされている。

埦

１点出土している。製作に際しロクロは使用していない。底部外縁がやや張り出すもので、体部は丸味をもつて外傾し、口縁部は直立ぎみになる。器面調整は内外面ともヘラミガキ・黒色処理されている。

小形鉢

１点出土している。製作に際しロクロは使用していない。底部は平底で、体部は丸味を持ちながら外傾し、口縁部は内弯ぎみになる。器面調整は口縁部内外面とも横ナデ、体部は外面がヘラケズリ、内面はヘラナデされている。

甕

甕には製作に際しロクロを使用しないもの（A）とロクロを使用したもの（B）とがあり、前者は器形によってさらに分かれる。

〔甕Ａ類〕ロクロを使用しないもの。

ＡⅠ類　長胴形を呈するものである。頚部に段がつき、体部上半がほぼ直立する。

ＡⅡ類　鉢形を呈するものである。頚部に段のつくものもある。体部上半はふくらむものと外傾するものとがある。

ＡⅢ類　壺形を呈するものである。頚部に段がつき、体部は球形をなす。

Ａ類の器面調整－口縁部には内外面とも横ナデがみられる。体部は外面に刷毛目あるいはヘラケズリが、内面にヘラナデが施されている。

〔甕Ｂ類〕ロクロを使用しているもの。

最大径の位置、口縁部上半の形態、大小などに多少の違いは認められるが、類別を要するほどの明確な基準を見い出すことはできない。

第10表　土師器甕の分類

Ａ．ロクロ不使用	Ⅰ．長胴形	ＡⅠ
	Ⅱ．鉢　形	ＡⅡ
	Ⅲ．球　形	ＡⅢ
Ｂ．ロクロ使用		Ｂ

第11表　須恵器坏の分類

Ａ．静止糸切り	（体下端から底部周縁に回転ヘラケズリ）		Ａ
Ｂ．ヘラ切り	（再調整なし）		Ｂ
Ｃ．回転糸切り	Ⅰ．再調整のあるもの（体部下端に回転ヘラケズリ）		ＣⅠ
	Ⅱ．再調整のないもの		ＣⅡ
Ｄ．切り離し不明	Ⅰ．回転ヘラケズリの再調整（体部下端から底部全面）		ＤⅠ
	Ⅱ．手持ヘラケズリの再調整	ａ．体部下端から底部全面	ＤⅡａ
		ｂ．底部全面	ＤⅡｂ

いわゆる長胴形を呈するもので、内外面ともロクロ調整されているが、体部内面下半にヘラケズリ、体部外面にヘラナデや刷毛目の加えられているものがある。

〈須恵器〉

須恵器には坏、高台付坏、高坏、双耳坏、蓋、甕、壺、鉢などの各器種がある。このうち坏、高台付坏、蓋の三者について分類を行なった。分類の基準は器形、製作に際しての技法などで器形や器面調整の比較的明らかなものを対象としている。

坏

坏は底部の切り離し技法、再調整の有無から次の４類に分類することができる。

〔坏Ａ類〕底部の切り離しが静止糸切りによるものである。1 点のみで口縁部を欠いている。体部下端から底部周縁にかけて回転ヘラケズリの再調整が加えられている。

〔坏Ｂ類〕底部の切り離しがヘラ切りによるものである。いずれも体部から口縁部にかけて直線的に外傾するもので、再調整は加えられていない。

〔坏Ｃ類〕底部の切り離しが回転糸切りによるものである。これはさらに再調整のあるもの（ＣⅠ類）と再調整のないもの（ＣⅡ類）とに分類される。

ＣⅠ類　体部下端に回転ヘラケズリの再調整が加えられているものである。口縁部が直線的に外傾するものと外反ぎみになるものとがある。

ＣⅡ類　再調整のないものである。体部から口縁部にかけて直線的に外傾するもの、内弯ぎみに外傾するものがあり、なかに口縁端部がやや外反ぎみになるものがある。

〔坏Ｄ類〕再調整が加えられているため底部の切り離しが不明なものである。これは再調整が回転ヘラケズリのもの（ＤⅠ類）と手持ヘラケズリのもの（ＤⅡ類）に分類される。

ＤⅠ類　回転ヘラケズリの再調整が加えられているもので、その範囲は体部下端から底部全面にかけてである。器形は体部から口縁部にかけて直線的に外傾する。

ＤⅡ類　手持ヘラケズリの再調整が加えられているものである。これはその範囲が体部下端から底部全面に及ぶもの（ａ）と底部全面のもの（ｂ）とがある。器形はいずれも体部から口縁部にかけて直線的に外傾する。

高台付坏

高台付坏で図示できたものは 5 点で数は少ない。これは底部の切り離し技法によって次の 2 類（Ａ、Ｂ類）に分類される。

〔高台付坏Ａ類〕底部が回転糸切りによって切り離されている。坏部の底部から口縁部にかけてほぼ直線的に外傾するもので、台部はやや外方に踏ん張る。体部下端には回転ヘラケズリ、底部周縁には台部接合の際に加えられたナデ調整がみられる。

〔高台付坏Ｂ類〕回転ヘラケズリの再調整が加えられているため底部の切り離しが不明のものである。いずれも坏部は外傾し台部が外方に踏ん張る。回転ヘラケズリの再調整が底部と体部下端にみられるもの（Ｂａ類）と底部のみのもの（Ｂｂ類）とがある。後者には法量の比較的大きいものがある。

第12表　須恵器・高台付坏の分類

Ａ．回転糸切り	（底部周縁にナデ）		Ａ
Ｂ．切り離し不明	回転ヘラケズリの再調整あり	ａ．体部下端から底部全面	Ｂａ
		ｂ．底部全面	Ｂｂ

蓋

宝珠形ないしそれに近い形のつまみを有するものである。つまみの形態によって次の２類（Ａ、Ｂ類）に分類された。

〔蓋Ａ類〕つまみの中央部が周縁部より高いものである。つまみと天井部の一部が残存するのみで全体の器形は不明である。

〔蓋Ｂ類〕つまみの中央部が周縁部より低いものである。これらには天井部に回転ヘラケズリの再調整があるもの（ＢⅠ類）とないもの（ＢⅡ類）とがある。

高坏

坏体部の破片が１点ある。体部が内弯ぎみに外傾し、中央に稜が巡る。

双耳坏

体部から口縁部にかけての破片が１点出土している。片方の耳が残存しており、やや上向きである。

甕

器形が明確なものは１点である。最大径が体部にあるもので、頚部から口縁部にかけて外反する。体部外面の下半にヘラケズリが加えられている。他は器形が不明のもので、体部外面にタタキ目やヘラケズリ、内面に刷毛目やヘラナデ等の調整がみられる。また底部を残すものはナデやヘラケズリの調整がみられる。

長頚壺

いずれも全体の器形は不明である。体部外面に回転ヘラケズリされているものとされていないものとがある。前者は底部に回転ヘラケズリ、後者はナデが加えられている。

短頚壺

同じく器形の明らかなものはない。体部外面に回転ヘラケズリされているものと手持ヘラケズリされているものとがある。後者は内面に刷毛目、ナデが加えられている。底部は前者が回転ヘラケズリ、後者はナデが加えられている。

鉢

2 点あるがともに体部下半から底部にかけて失われている。体部は直線的に外傾するものであるが、口縁部において一方は外傾し他方は直立する。

〈赤焼土器〉

赤焼土器には坏、高台付坏、甕の器種がある。

坏

いずれも体部は丸味を持って外傾するが、口縁部が外傾するものと、外反ぎみになるものとがある。内外面ともロクロ調整で、底部切り離しは回転糸切りによる。再調整はない。

高台付坏

体部から口縁部にかけてを欠くものが 1 点ある。台部はやや外方に踏ん張るもので、底部に回転糸切り痕がみられる。

甕

小形の甕が 1 点ある。最大径が口縁部にあるもので口径が器高より大きい。内外面ともロクロ調整で、底部に回転糸切り痕を残す。

〈施釉陶器〉

灰釉陶器と縁釉陶器がある。いずれも破片でそれぞれ 2 点、1 点と数は少ない。前者はともに双耳瓶の耳の破片、後者は高台付埦底部破片である。

灰釉陶器は 2 点とも双耳瓶、縁釉陶器は高台付埦の破片である。

(2)　土器の年代

土師器の年代

前項では分類を行なった。これらを中心として土器の出土地点、層位ごとの分布状況を示したのが第 13 表である。このなかで共伴関係にあるものについては、表の如く第 3、第 4 住居跡出土の土器があるが、これら土器の組み合せを述べるには量的に不足している。したがって、ここでは各類ごとに直接年代を検討していくことにする。

まず坏の各類で他遺跡に類例があるものについてみると、ロクロ不使用のＡ類は丸底で直立する短い口縁部をもつ。ここでは器形はやや小さいが、山の上遺跡（手塚：1980）から出土し住杜式とされたものに類似しており、同時期に属するものであろう。

ロクロ不使用のＢ類は丸底で外傾する口縁部をもつもので、体部形態、器面調整から 4 類に細分された。このうちＢⅠｂ、ＢⅡｂ類は塩沢北遺跡（小川：1980）から、ＢⅠａ、ＢⅡａ類

は糖塚遺跡（小井川、手塚：1977）、五輪C遺跡（小野寺：1979）らそれぞれ出土例があり、前者は栗囲式、後者は国分寺下層式とされている。したがってＢＩｂ、ＢⅡｂ類は栗囲式、ＢＩａ、ＢⅡａ類は国分寺下層式に属するものと思われる。なお栗囲式としたなかでＢＩｂ類は五輪C遺跡で国分寺下層式のものと共伴している例があり、この土器については栗囲式のなかでも新しい時期に属する可能性が考えられる。

ロクロ不使用のC類のうちＣＩ、ＣⅡ類は平底で体部に段、沈線が巡るもので、器面調整に不明瞭な点はあるものの類似したものが糠塚遺跡から出土しており国分寺下層式とされている。ここでは同時期に位置づけたい。

D、E類は製作に際しロクロを使用したもので、D類は台の山遺跡（阿部、千葉：1980）、E類は五輪C遺跡、北沢遺跡（斉藤、真山：1978）に出土例があり表杉ノ入式とされていることから、同時期に属するものといえる。

他に例をみないものとしてロクロ不使用のＣⅢ類がある。ＣⅢ類は底部が平底で、体部は丸味を持ち、口縁部で外反ぎみになる器形であるが、ロクロ不使用のものでこの様な器形等の特徴を持つものは現在のところ類例がみられない。したがって時期を明らかにすることはできない。

甕はロクロ不使用のもの（A類）と、ロクロ使用のもの（B類）とがある。A類の甕については、坏との共伴関係にはないため、限定した時期を示すには現存のところ少々無理と考えられる。したがってここでは混在して出土した土師器坏からおおかまに栗囲式から表杉ノ入式の間に位置づけておきたい。なお、AⅢ類のうち、丹塗りされたものについても糠塚遺跡において表杉ノ入式に含まれる例があり、本遺跡でも他の土師器と大きく異った時期のものと考える必要はないであろう。

B類はロクロ使用のものであり、表杉ノ入式に属するものと考えられる。

以上のほかに高台付坏、高坏、埦がある。高台付坏はロクロが使用されており、表杉ノ入式と考えられる。高坏は器形が明らかでないため不明である。埦は糠塚遺跡から類似したものが出土しており、これは国分寺下層式とされている。

須恵器の年代

坏A類は静止糸切りの後回転ヘラケズリの再調整が加えられたもので、同様のものが日の出山窯跡A地点から出土しており、多賀城第Ⅰ期の瓦と共伴している（宮城県教委：1970）。

B類は底部切り離しがヘラ切りによるもので糠塚遺跡では国分寺下層式、台の山遺跡では表杉ノ入式の土師器に共伴しており、ここではいずれに伴うものか明らかではない。

C類は底部の切り離しが回転糸切りによるもので再調整の有無から２類に細分された（ＣＩＣⅡ）。両者とも第４住居跡で土師器坏ＣＩ類と共伴しており表杉ノ入式に伴うものである。

Ｄ類は再調整のため底部の切り離しが不明のもので、これは再調整の種類、位置によって 3 類に細分された。ＤⅠ類は体部下端から底部全面に回転ヘラケズリの再調整が加えられているものであるが、類例は少なく時期は明らかでない。ＤⅡ類は手持ヘラケズリの再調整が体部下端から底部全面（ａ）ないし底部全面（ｂ）に加えられている。類例は少ないが同様のものは糠塚遺跡、五輪Ｃ遺跡から出土しており、前者では国分寺下層式、後者では表杉ノ入式の土師器と共伴している。したがってここではいずれに伴うものか時期を限定できない。

高台付坏はいずれも稜をもたない。Ａ類は底部切り離しが回転糸切りによるものであることから表杉ノ入式に伴うものと考えられる。

Ｂ類は回転ヘラケズリの再調整が加えられており、切り離しが不明のものである。再調整が体部下端および底部にあるもの（ａ）と底部にあるもの（ｂ）があるが、前者は桃生城、後者は伊治城などに類例がみられ、いずれも国分寺下層式に伴ったものとされている。以上からＡ、Ｂ類とも同時期に属するものと考えられる。

蓋についてはつまみの形態から 2 類に分類された。類例としては糠塚遺跡で両者とも国分寺下層式および表杉ノ入式の土師器と共伴しており明確な時期と限定できない。

このほか、高坏、双耳坏、甕、壺、鉢などの器種があるが、器形の不明なものが多いため、時期については検討し難い。なおこのなかで双耳坏は多賀城、伊治城、秋田城などから出土しており、城柵、官衙遺跡によくみられるものである。高坏についてはその形態から古墳時代のものと思われるが、現在のところ類例がなく詳細は不明である。

器形は高台付坏、甕があるが、このうち甕は第 4 住居跡において表杉ノ入式の土器と共伴しており時期が判明している。坏、高台付坏についても糖塚遺跡などにみるように、これまでの出土例から表杉ノ入式期に含められるものである。

近年、これら施釉陶器は県内において出土例が増加している。城生遺跡（中島：1980）においては類似した灰釉の双耳瓶が表杉ノ入式の土師器坏と共伴しており、緑釉陶器は多賀城跡（多賀城跡調査研究所：1974）において平安時代の遺物とともに出土している。したがってこれらはいずれも平安時代に属するものと考えられる。

(3)　瓦

瓦には軒平瓦、軒丸瓦、平瓦、丸瓦が出土している。すべて破片である。

軒平瓦

2 点あるが文様の判明するものは 1 点である。瓦当と顎に山形文が付されている。

軒丸瓦

2 点あるが文様の判明するものは 1 点である。瓦当の外側に珠文が配され、その内側に鋸歯

第13表　図示遺物（土師器・須恵器・赤焼土器）集計表

土器 ＼ 出土地			愛宕山地区											長者原地区				川島地区				計
			1溝	2溝		4溝	5溝	1住	2住	3住	4住		堆積層	3溝	5溝	盛土遺構	堆積層	住居跡	1土壙	2土壙	堆積層	
			堆積土	底面	堆積土	堆積土	堆積土	床面	堆積土	床面	床面	貯蔵穴		堆積土	堆積土	堆積土		床面	堆積土	堆積土		
土師器	坏	A			1																	1
		B Ⅰ											3			1						4
		B Ⅱ											2									2
		C Ⅰ											1									1
		C Ⅱ											1									1
		C Ⅲ											2									2
		D Ⅰ									1	1										2
		D Ⅱ	1			1	2						2		1		1	1		1		10
		E					1						1									2
	高台付坏			1							1		2			1						5
	高坏		1	2			1						2							1		7
	椀												1									1
	小形鉢							1					1									1
	甕	A Ⅰ									1		2			1						3
		A Ⅱ											3									4
		A Ⅲ											2									2
		B					1			1	1		7			3				1		11
						1												1				5
須恵器	坏	A											1									1
		B			1		2						5									8
		C Ⅰ			1							1								1	1	4
		C Ⅱ					6			1	2	3	12									24
		D Ⅰ											4			1						4
		D Ⅱ					1						3			1						5
							2						2							1		6
	高台付坏	A					1															1
		B											3									3
	蓋	A											1									1
		B											8									8
	高坏												1									1
	双耳坏						1															1
	鉢												1							1		2
	甕			1			1				1	1	1						1	1	4	11
	壺												3	1						1		5
赤焼土器	坏					1			1				3							6		11
	高台付坏																			1		1
	甕											1										1
計			2	4	3	3	19	1	1	2	7	7	80	1	1	8	1	2	1	15	5	163

文がみられる

平瓦

34 点ある。これらには凸面が平行叩き目のもの（ＡⅠ類）、平行叩き目の後スリ消されているもの（ＡⅡ類）、縄叩き目のもの（ＢⅠ類）、縄叩き目の後スリ消されているもの（ＢⅡ類）、などがみられる。

丸瓦

10 点ある。これらには凸面が平行叩き目の後スリ消されているもの（ＡⅡ類）、縄叩き目のもの（ＢⅠ類）、縄叩き目の後スリ消されているもの、スリ消しだけのもの（C類）などがある。

以上が瓦の主な特徴である。これらのうち軒丸瓦は一の関遺跡（宮城県教委：1977）に、軒平瓦は伊治城（未報告）に出土例がみられる。多賀城跡調査研究所の進藤秋輝氏によればこれらはともに平安時代のものであるとのことである。

丸瓦、平瓦には縄叩き、平行叩きなどの特徴があるが破片のため詳細は明らではない。時期については軒瓦の年代からすれば平安時代を中心としたものと推定される。

なお本遺跡に隣接した三輪田遺跡（丹羽：1980）からは重弁蓮花文軒丸瓦、ロクロ挽き重弧文軒平瓦、偏行唐草文軒平瓦などが出土している。これらは奈良時代中葉以前のものであり、

平安時代を中心とする木遺跡のものとは年代がやや異る。

(4)　土錘

計 48 点である。いずれも紡錘形をしており貫通孔をもつものである。すべて住居跡の床面からまとまって出土しており魚網に使用されたものと思われる。時期はロクロ使用の土師器坏と共伴していることから表杉ノ入式期のものである。

(5)　砥石

砥石には平面形が長方形のものと形態が整わないものがあり、両者とも厚い棒状のものと薄い板状のものがある。これらの大半は出土地区が愛宕山地区南東斜面の住居跡群周辺に集中しており、土師器、須恵器とともに出土したものである。したがって、これらの年代は土器の年代から奈良時代ないし平安時代のいずれかに属するものと考えられる。

(6)　鉄鏃・鉄斧

鉄鏃は 2 点とも愛宕山地区第 1 築地周辺から、鉄斧は愛宕山地区南東斜面の住居跡群周辺から土師器、須恵器とともに出土しており、土器の年代から奈良時代ないし平安時代のいずれかに属するものと考えられる。

(7)　金銅金具

県内では出土例がないものである。他に形態が類似していると思われるものには正倉院蔵の太刀飾（正倉院事務所：1977）、出雲大社蔵の秋野蒔絵手箱の紐金物（岡田：1966）などがあるが、本遺跡では単独に出土したもので何に付属していたものかは明らかでなく、ここでは以上の類例を示すにとどめたい。なお太刀飾は古代、紐金物は中世のものである。

(8)　礎板

長者原地区「その他のピット」の第 9 ピットから出土したものである。遺構の年代は明確ではないが、後に述べるように第 4 溝より古いものであることは確実である。

(9)　杭（杭列）

長者原地区の湿地部分において第 1 築地に連続しながら立ち並んでいるものである。いずれも上部は失われている。大半は先端にのみ手斧削りの加工がなされている。これらは後に述べるように第 1 築地と同時期のものと考えられた。

（B） 遺　構

(1)　外郭線を構成するもの

外郭線を構成する遺構として築地、土塁、溝、杭列がある。ここではまずそれぞれの遺構について検討を加えながらまとめ、次に各地区ごとに遺構の位置、新旧関係にふれながら全体の関係および年代について検討してみたい。

築地

愛宕山地区と長者原地区でそれぞれ２本づつ検出された。愛宕山地区では第１築地が南西斜面から西斜面にかけて巡り、第２築地は第１築地の外側に位置し西斜面のみにみられ、南西斜面に至る途中でとぎれている。両者はほぼ並行関係にある。基底幅は第１築地が 1.8～2.0m、第２築地が 1.6mで残存高は両者とも保存のよい部分で約 0.5mである。第１築地では積み手の違いが認められた。急な西斜面では両築地とも積み土による整地を行なってから本体を築いているのに対し、緩やかな南西斜面では認められない。寄柱穴は第１築地で検出されているが、対になるものは少なく、また柱間隔の不規則な部分が多い。なお第２築地が南西斜面で認められなかった点については、第１築地ないし土塁によって切られてしまったかあるいは後世の削平によってこわされてしまったかなどの理由が考えられる。しかし第１築地の構築面である基本層位第Ⅲ層が広く分布しており、大きく削平された痕跡が認められないことから少なくとも築地に沿う溝は検出されることが考えられ、後世に削平された可能性は少ない。

長者原地区では内側が第１築地、外側が第２築地で両者は並行関係にある。基底幅は第１築地が約 2.1m、第２築地が約 2.5m、残存高は保存のよい部分で第１築地が 1.1m、第２築地が 0.3mである。第２築地の湿地に近い部分では基底部に積み土による整地が行なわれている。寄柱穴は両築地で検出されたが、柱間隔は全体に不規則である。なお、第２築地には弧を描くように張り出した部分があり、2 棟の建物跡が検出されている。両地区とも築地周辺から瓦が出土していない状況からこれらは瓦葺きでないものと考えられた。

土塁

愛宕山地区と長者原地区でそれぞれ１本検出された。愛宕山地区では第２築地の外側を巡っている。規模は基底幅が 3.5～6.0m、残存高は 0.5mである。基底幅に開きがあるが、全体として急な西斜面では幅狭く、緩やかな南西斜面では広い傾向にある。積み土の状況には規則性がみられない。

長者原地区では、第１築地と第２築地の間を巡る。規模は基底幅が約 3.3m、残存高が約 0.7mである。積み土の状況はやはり不規則になっている。

土塁状遺構

川熊地区で南北方向に延びる土塁状遺構が2本発見された。その性格について発掘調査を行なっておらず明確にすることはできなかったが、愛宕山地区の築地、土塁のほぼ延長線上にあるため築地ないし土塁の可能性も考えられた。

溝

愛宕山地区で6本、長者原地区で6本検出された。愛宕山地区では土塁の両側に各1本（第1、第2溝）、第1築地の両側に各1本（第4、第5溝）、第2築地の内側に1本（第6溝）さらに第2溝を切る第3溝からなっている。このうち第3溝については検出状況から明らかに後世のものと考えられたため、ここでは省略する。これらの方向はすべて築地や土塁と並行している。規模は大きいもので幅約4m、深さ1～1.5m、小さいものでは幅1～2m、深さ約0.5mになる。第1溝を除く各溝には築地や土塁の崩壊土が堆積している。

築地や土塁の内側の溝は外側のものに比して規模が大きく、また土塁に伴うものは壁、底面が平坦で規則的であるが、築地に伴うものは凹凸があり、不規則であるという傾向が窺える。

長者原地区では第2築地の外側に3本（第1～第3溝）、第2築地と土塁、第1築地と土塁の間に各一本（第4、第5溝）、第1築地の内側に1本（第6溝）からなっている。いずれも築地や土塁と並行しているが、第3～第5溝は築地や土塁に接し、第1、第2溝はかなり離れている。規模は大きいもので幅約6m、深さ約1.7m、小さいものでは幅約4m、深さ約0.8mになる。壁や底面の状況はいずれも凹凸はなく規模もほぼ一定している。第3～第6溝内には築地や土塁の崩壊土が堆積している。

川熊地区では土塁状遺構に伴った溝が3本検出されている。これはすでに述べたように土塁状遺構の性格が明らかでないため、ここでは検討を省くことにする。

以上、溝について主な特徴を述べた。次に両地区を通じてみた場合次のようなことが見い出される。すなわち、いずれも築地、土塁とほぼ並行するものであるが、接して巡るものと一定距離を隔てて巡るものとがあることである。接して巡るものにはさらにとぎれる部分のあるものと全域に連続するものとがある。これは後者が多く、一般的である。前者は愛宕山地区の築地、土塁の外側に位置するものに限られる。後者に比して規模は小さい。隔てて巡るものは長者原地区にみられる。規模は他に比してやや大きい。これは愛宕山地区では検出されなかったもので、この点については①すでに削平され湮滅してしまった。②発掘区外に存在する。③もともと存在しなかったなどの理由が考えられるがいずれによるものかは明らかでない。

杭列

杭列は長者原地区の湿地部分で検出されたもので、長さ約20mの間に88本の杭が直線的に立ち並んでいる。杭列の両端は第1築地と接しており、方向は築地のそれと一致する。また杭列

の延長線は築地外側の基底部に一致する方向にのびる。埋設方法は杭列に掘り方がないことから単に打ち込まれたものとみなすことができる。

杭列については以上の状況から 2 つの性格が考えられた。1 つはその位置から築地基底部の土留め施設、もう一つは築地の構築しにくい湿地部分にあることから、杭を立て並べることにより築地の代用を果したものの 2 つである。

ここで、杭列の存在した部分には築地に関連しそうな積み土、ピット等は検出されていない。また杭列東端部では杭列の確認面上に築地崩壊土が堆積しており、これは杭列に接続する第 1 築地が崩れた土の流入と考えられる。これらのことから、杭列はそれ自体で築地の代用とした可能性が強い。

外郭施設の構成

すでに述べたように愛宕山、長者原両地区では築地、土塁、溝の 3 者が並行しながら巡っている。愛宕山地区では築地 2 本、土塁 1 本、溝 5 本、長者原地区では築地 2 本、土塁 1 本、溝 6 本である。調査結果ではこれらの遺構に切り合いはなかったため直接的な前後関係は明らかでない。しかし、他遺跡においては外郭施設として築地が複数で巡る例や築地と土塁が共存するといった例はこれまでになかったことである。また築地という施設の性格上、以上のような有り方は一般的には考え難いことである。したがって本遺跡においても築地 2 本、土塁 1 本の 3 者は機能した時期を異にすると思われるが、以下その点について若干の検討を行なうことにする。

まず築地についてみると、愛宕山地区の第 2 築地は地表観察では西斜面から南西斜面に至る間で途切れている。それは、第 1 築地あるいは土塁の構築に伴って切られていると考えるのが妥当ではなかろうか。この観点に立つならば第 1、第 2 両築地もしくは第 2 築地と土塁は存在時期を異にすることになる。

次に土塁は愛宕山地区と長者原地区とで築地との位置関係が異っており、仮に両地区の土塁が連続しているものとするならば、築地のいずれかとの間に重複関係が生ずることになる。長者原地区では、土塁の盛り土最下層が土塁と第 1 築地との間にある。第 5 溝の壁の一部にも及んでいることからこの部分の盛り土は土塁の修復とは考えにくく、溝の構築時期が土塁より古いことを示している。したがって第 5 溝はそれに沿う第 1 築地に組み合うものであり、第 1 築地は土塁より古いことになる。

また長者原地区で確認された溝とピットの切り合いから検討してみる。同地区では第 4 溝の底面においてそれより古い第 9・10 ピットが検出されている。ともに柱痕跡をもつものでこのうち、第 9 ピットは底面近くから礎板が出土しており何らかの建物の柱穴であることは明らかである。第 4 溝は第 2 築地と土塁との間にあり、いずれに伴うものであるか明らかでない。

このように、築地と土塁に関しては土塁が第１築地より新しく、また他にもおのおのについて時期差の生ずる可能性がある。したがって、直接の重複関係は明らかでないにしろ、これら3 基の遺構が一定時期づつ単独で存在したと考える方が妥当であろう。ただしこの場合にも、築地、土塁がかなりの高まりとして現存することからみて、古い遺構をいく分は残しながら新しい遺構を構築、使用したことになる。

なお長者原地区の第 1・2 溝については、その位置が築地・土塁よりかなり外側ではあるが溝独自で外郭線を構成することは考え難く、築地あるいは土塁に組み合うものであろう。

外郭施設の年代

外郭施設内から出土した遺物のなかで図化できたものについて整理してみると第 13 表のとおりになる。それによればこれらはいずれも溝の底面や堆積土中から出土したものである。したがって、直接遺構に伴ったものとすることはできないが、少なくともおおよその下限年代を推定することができよう。

さて、これらの遺物をみると土師器坏についてはロクロ不使用のもの（A類）が１点あるほかはいずれもロクロ使用のもの（D・E類）である。土師器高台付坏や甕（C類）についてもロクロ使用のものである。須恵器坏についてはヘラ切りのもの（B類）、回転糸切りのもの（C類）、再調整のため底部切り離しが不明のもの（D類）がみられ、なかではC類が最も多い。

これらのうち年代の新しいものについてみると、土師器は表杉ノ入式に属するものであり、須恵器は集落跡において国分寺下層式ないし表杉ノ入式の土師器と共伴するものである。このことから溝が埋まりきる時期は表杉ノ入式期すなわち平安時代と考えることができる。したがって下限年代については溝が埋った時期よりはやや古くなるにしても大きな年代幅はないものと思われる。

上限年代については、後述するように愛宕山地区で検出された竪穴住居跡の年代が奈良時代から平安時代にかけてのものであることから、奈良時代に遡り得るものと考えられる。

(2)　掘立柱建物跡

掘立柱建物跡は愛宕山地区で５棟、長者原地区で２棟の計７棟が検出されている。愛宕山地

愛宕山地区

建物番号	桁行 × 梁間	立　地	類別
1	3 × 1	土　塁	3
2	2 × 1	第１築地 第５溝	2
3	3 × 2	南東斜面	4
4	3 × 2	南東斜面	4
5	2 × 2	南東斜面	4

長者原地区

建物番号	桁行 × 梁間	立　地	類別
1	1 × 1	第２築地	1
2	1 × 1	第２築地	1

区では土塁上に1棟（第1建物跡）、築地基底部に接するもの1棟（第2建物跡）、南斜面の住居跡群のある地域に3棟（第3～5建物跡）である。長者原地区では第2築地上に2棟（第1・2建物跡）がある。この両者はほぼ同一の場所で切り合っており存在時期が異るものである。

さてこれらの建物跡の性格について検討してみると、まず築地上にある第1建物跡は1間×1間の建物で、築地と同時に存在しており、築地をまたぐ形態をとることから櫓状の建物と考えられる。類例として胆沢城跡（水沢市教委：1976・1978）に同様の建物跡が検出されている。第2建物跡は2間×1間の建物で一方の側柱列が築地の基底部に接しており、一方は溝（第5溝）の底面にある。検出状況は築地、溝に伴うものである。各社掘り方や柱痕跡は第1、3建物跡に比べてかなり小さく、建物も小規模なものであろう。築地に関連する建物とみられるが、こういった建物は現在のところ他遺跡には類例のないものであり、具体的性格については明らかでない。第3建物跡は3間×1間の建物で土塁上にあり、それに伴うものである。発見された当初、門跡の可能性も指摘されたが、建物の内部にも土塁の高まりが残存している点からむしろ櫓状の建物と考えられた。ただし櫓とした場合、土塁に取り付くものとしては他に類例のないものであり、今後の発見例を待ちたい。第4、5建物跡は3間×2間や2間×2間の建物で外郭線内にあるものである。建物の規模や方向に規則性がないことからいわゆる官衛風の建物ではないと思われるがその性格については明らかでない。付近に竪穴住居跡が散在しており、これらに伴った可能性がある。

建物の年代については第1～3建物跡は外郭施設に伴ったものであり、時期を限定することはできないが奈良時代か平安時代のいずれかに属するものと考えられる。第4、5建物跡は不明である。

(3) 竪穴住居跡

構造

竪穴住居跡は愛宕山地区で30軒、川熊地区で1軒の計31軒である。このうち精査の対象としたものは愛宕山地区の4軒と川熊地区の1軒である。ここでは精査したものを中心に構造的な特徴を述べてみたい。

住居跡の平面形は5軒とも方形を基調としたもので、正方形のものと長方形のものとがある。規模は大きいもので5.3×3.2m、小さいもので2.7×2.6mとなっており規格性は認め難い。

壁は大半が地山である。しかし愛宕山地区の住居跡のなかでは地山上の第Ⅲ層が壁の一部として残っているものがある。後に述べる様にこれらの住居跡の年代に大きな隔たりがないとすれば、周辺の堆積層の状況を考慮して本来これら住居跡の壁の上部は第Ⅲ層であったろうと思われる。壁の状態は急角度で立ち上るものと緩やかな角度で立ち上るものとがある。

床面はいずれもほぼ平坦である。掘り方底面をそのまま床としているものと貼り床をしているものとがみられる。貼り床が認められるものには全面が貼り床のものと部分的な貼り床のものがある。後者の場合、第Ⅲ層を床としている部分にのみ認められるもので、地山の部分はそのまま床としている。

周溝は巡るものと巡らないものとがある。巡るものは第1住居跡と川熊地区の住居跡の2軒である。第1住居跡の場合、貼り床の部分には認められず地山を床とした部分に巡る。川熊地区の住居跡は半壊したものであるが、残存部分ではすべて巡っている。

柱穴については数個のピットが検出された住居跡はあるものの規則的ではなく柱穴とは認められなかった。

カマドは愛宕山地区の4軒の住居跡で検出された。川熊地区の住居跡では認められなかったが半壊されたことによると思われる。カマドの位置については北壁ないし東壁に付設されており、このことは住居跡の立地する南西斜面という地形の傾斜を考慮した結果によるものとみられる。カマドの燃焼部側壁の構築方法は基本的には地山削り出しによるか粘土貼り付けによるかのいずれかであるが、両者を併用するものもある。

煙道は溝状のものとトンネル状のものとがある。ただし溝状のものは本来トンネル状になっていたものと推定される。煙道底面はほぼ水平に柱っているものと先端へ向けて幾分立ち上っているものとがある。

貯蔵穴状ピットは第 3、4 住居跡で検出されている。ともにカマドに近接した位置にあるもので、第3住居跡ではカマドの左側に1個、第4住居跡ではカマドの両側に1個づつ認められる。平面形は長方形ないし楕円形である。

以上、本遺跡における住居跡の構造について述べた。これらを総括すると、住居跡の平面形はいずれも方形を示すことで統一されるが、細部の施設では床面の状況、周溝の有無、カマドの位置や構築方法、貯蔵穴状ピットの有無などにおいて異る点が多いことが指摘される。

年代と性格

出土遺物から年代の判明した住居跡は第 3 住居跡、第 4 住居跡、川熊地区の住居跡である。いずれも表杉ノ入式の土師器が出土していることから平安時代に属するものである。第1住居跡、第2住居跡については遺物から直接時期を限定することはできない。しかしながら両者とも形態から古代に属することは明らかであり、さらに周辺から出土する土師器、須恵器の大半は奈良時代から平安時代にかけてのものであることからすれば奈良、平安いずれかの時代に属するものとするのが妥当と考えられる。

さてこれらの住居跡のうち第 1～4 住居跡はいずれも築地や土塁等外郭施設の内側にあるものである。年代的にみれば、それぞれ外郭施設のいずれかと同時に存在した可能性が強い。こ

れまで奈良ないし平安時代の住居跡は数多くの遺跡から検出例がみられる。これは一般集落跡に限らず多賀城や城生遺跡等の城柵官衙遺跡内においても例外ではない。形態的にみた場合、平面形が方形でありカマドを有するという点では両者は著しく変わるものではない。これは本遺跡の住居跡にもいえることである。したがって外郭施設内にある第1～4住居跡は集落跡におけるものではなく城柵官衙遺跡に伴ったものと考えられる。また精査を行なわなかった南東斜面の住居跡群（第5～30住居跡）も周辺の出土土器によって奈良時代ないし平安時代に属すると推定されることからやはり同様の性格のものであろう。

一方川熊地区の住居跡については遺跡の南辺が定まらない現在、外郭施設の内外いずれに位置するのか不明である。しかし時期的にみて同時に存在した可能性が強く何らかの関係にあったものであろう。また床面から魚網に使用されたと思われる土錘が出土しており、当時の生産活動の一端を知る上で貴重な資料といえる。

(4)　井戸跡

井戸跡は愛宕山地区で4基、川熊地区で1基の計5基が検出された。愛宕山地区では北斜面に2基（第1、第2井戸）、南西斜面に2基（第3、第4井戸）といった分布状況を示す。これらは南西斜面のものが北斜面のものに比べ浅いなど、規模に大小はあるものの南西斜面の第3井戸と第4井戸は重複するが新旧は不明である。出土遺物はなく時期については明らかでない。ただ第3、第4井戸については第1～4の住居跡と近接していることから、それに伴う可能性も考えられた。

川熊地区では調査区の西寄りで検出されている。壁は垂直で上部は開かず形態は愛宕山地区の井戸と異る。出土遺物はなく時期は不明である。

(5)　土壙

土壙は愛宕山地区で1基（第1土壙）、長者原地区で1基、川熊地区で5基（第1～第5土壙）の計7基である。

愛宕山地区では南西斜面で検出されている。出土遺物はなく時期は明らかでないが、第2住居跡によって切られているところから奈良、平安時代がそれ以前のものである。

長者原地区では調査区東側で検出されている。出土遺物はなく時期は不明である。

川熊地区では調査区の各所で検出されている。第1、第2土壙については形態が擂鉢状を呈する点で共通しており同様の性格のものであろう。第2土壙の堆積土中からは弥生土器、土師器、須恵器、赤焼土器が出土している。このなかで新しい時期のものである。土師器、赤土器は表杉ノ入式期に属する。したがって、第2土壙の年代は出土遺物から平安時代あるいはそれ

以前の可能性が強い。第 1 土壙についてもその形態から時期を同じくすると考えられる。なお、類似したものとしては鶴の丸遺跡（宮城県教委：1979）に検出例がある。

第 3 土壙は第 2 土壙に切られていることから平安時代以前のものであろう。第 4、第 5 土壙については年代決定の遺物がなく時期は不明である。

以上年代について検討してみたが、これらそれぞれの性格については現在のところ不明である。類例の増加を持ちたい。

(6)　焼土遺構

長者原地区東側の斜面で 1 基検出された。平面が楕円形を呈するもので焼け面の痕跡から 2 時期にわたる使用が考えられた。堆積土中からは奈良時代に属する一括土器が出土していることからそれに近い時期のものと推定される。

同様の形態、使用痕跡をもつものとしては宮前遺跡（宮城県教委：1975）、宇南遺跡（斉藤：1979）五輪C遺跡などに類例がみられるが、いずれもその性格は明らかにされていない。

(7)　ピット群

愛宕山地区の南西斜面で検出されている。第 1・第 2 ピット群がある。両者とも各ピットは総じて小さく、平面形、規模とも規則性は認められない。ピットの配置からそれぞれ 1 棟の掘立柱建物が推定されたが、未調査部分に及ぶものなどもあり、建物の規模については明確にできなかった。年代決定の遺物はなく、これらの時期は不明である。

(8)　その他の溝

この他の溝は、愛宕山地区と川熊地区で検出されている。愛宕山地区では各所で認められており、大きくは頂部から北斜面にかけてのもの（3 本）と南東斜面のもの（23 本）とに分けられる。いずれも外郭を巡るのに比べるとかなり小規模である。年代決定の遺物はないが南東斜面のもののうちいくつかの住居跡を切っているものがあり、これらは奈良、平安時代以降の溝である。性格については明らかでない。頂部から北斜面にかけてのものは、最近まで頂部に愛宕神社があったことから、それに通ずる道ではなかったかと思われる。最近まで使用されていた可能性がある。

川熊地区でな調査区東側で 3 本検出されている。付近にある土塁状遺構に伴う溝に比べて小規模である。各々切り合っており第 6・第 5・第 4 の順に新しくなる。いずれも時期は明らかでないが、このうち第 6 溝は平安時代の住居跡を切っていることからそれ以降のものであることは明らかである。

3. 中世以降の遺物と遺構

（A） 遺　物

(1)　中世陶器

擂鉢と甕の破片が出土している。擂鉢の口縁部破片には片口のものがみられ、これは内面に筋目のあるものとないものとがあり、このうち筋目のないものについては胎土が緻密で焼成が良好である。東北歴史資料館の藤沼邦彦氏によれば、このような擂鉢は県内の窯跡から出土したものにはみられず搬入品と考えられ、年代はいずれも室町時代頃のものとのことである。甕については体部破片であり詳細は不明である。

(2)　和鏡

松枝双鳥鏡とみられる。藤沼氏の教示によれば小形で鈕が高いこと、界圏が一重である特徴をもつことなどから鎌倉時代末頃のものであるとのことである。

（B） 遺　構

(1)　平場

愛宕山地区で発見されたもので、長軸 36m、短軸 27mの長方形の平場である。周縁には土塁溝が巡っている。このうち溝は第１築地、第４溝、第５溝を切っているところから、時期は外郭施設より新しいことが明らかである。

性格については現在のところ明確ではないが、周囲を巡る土塁、溝の有り方や通路状の遺構の存在などから館跡ないし屋敷跡の可能性が考えられた。

(2)　墓壙

川熊地区で検出されたものである。平面形は長方形で長軸3.5m、短軸2.8mの規模である。遺物としてキセルや寛永通宝が出土していることから近世の墓壙とみられる。

Ⅴ．ま　と　め

縄文時代

宮沢遺跡で最も古い遺物は縄文時代早期末の土器で、長者原地区と愛宕山地区の南東斜面から出土している。これらは土器の特徴から南境遺跡如見地区や船入島遺跡に類例をみることができるが、これまで比較的出土例が少ない土器である。なお、この時期の遺構は検出できなかった。

縄文晩期には遺構、包含層、遺物が愛宕山地区の南斜面から南斜面裾部にかけて検出されているが、他の調査区ではみられない。遺構としては南斜面の頂部で「L」字形をした土壙が1基検出されている。遺物包包層は南斜面裾部に厚さ30㎝で、約100㎡の範囲で形成されている。層中より大洞A式の土器（壺・浅鉢・深鉢・小形土器）と石器（石鏃、石匙、石箆、礫器、磨石、凹石、石皿）が比較的まとまって出土している。土器の文様は17種類の文様がみられ、この中で工字状文としたものが多く施文されていた。石器は石鏃が多く出土している。

堆積層から出土している出土遺物は土器と石器・土製勾玉などである。

弥生時代

弥生時代には大泉式、桝形囲式と天王山式の土器が出土している。

大泉式期、桝形囲式期：愛宕山地区で土器少量が出土しているがこれらに伴なう遺構は検出できなかった。

天王山式期：壺棺墓、包含層、遺物が発見されている。壺棺墓は愛宕山地区の北斜面で1基検出され、だ円形の土壙の中に1個の壺形土器を埋設しているものである。宮城県で天王山式期の壺棺墓は志波姫町宇南遺跡にみられるだけで例の少ないものである。遺物包含層は愛宕山地区の頂上部西斜面で200㎡、東斜面で900㎡の範囲にわたつて形成されており、天王山式の土器と石器を含む層である。遺物は土器（壺、甕、小形土器）と石器（石鏃、石匙、石箆、磨石、凹石、石皿）が出土している。両斜面の包含層出土土器は天王山式の土器がみられる。また、弥生土器は調査区全体に分布しているが、これらもほぼ、包含層出土の土器と同様の文様が施文されている。

このように縄文時代や弥生時代の住居跡などの遺構が確認できなかったが、各時代の遺物、縄文時代晩期の土壙と遺物包含層、弥生時代の壺棺墓と遺物包含層などが検出されたことなどから宮沢遺跡でも、長期間にわたって生活を営んでいたことがうかがえる。

しかし、これら縄文時代から弥生時代にかけての遺構が少なく、このことは次の奈良～平安時代に行なわれた大規模な土木工事に伴ない、削平され失なわれたことによるものと思われる。

古代

本遺跡においては古代の遺構として築地・土塁・溝・掘立柱建物跡、竪穴住居跡等が検出された。このうち築地・土塁・溝はいくつかの丘陵をとり込んだ形で一定の地域を区画していることが明らかになった。踏査によればその範囲は東西約1400m、南北約850mに及ぶことが推定されている。

築地・土塁については機能した期間に時期差が考えられる。これらは近接しながら巡り、付属施設として第1築地に1棟、第2築地に2棟、土塁に1棟の掘立柱建物跡が伴っている。このうち第2築地と土塁に伴ったものは形態から櫓状の建物と考えられた。外郭施設の内部には竪穴住居跡が検出されている。年代は奈良時代ないし平安時代に位置付けられるものである。特徴的な点として住居内外の出土遺物には須恵器が多い傾向がみられ、土師器を主体とする一般の集落跡における遺物組成とは異る様相を示した。

以上が遺構のおおよそである。このように築地、土塁、溝がかなり広い範囲を区画するといった有り方は、周知のように多賀城をはじめとする古代城柵、官衙遺跡に類例をみることができる。年代は直接には限定しえないが、溝内の遺物や竪穴住居跡の年代によって大よそ奈良時代から平安時代にかけての時期に求めることができる。一方、文献上の立場から本遺跡周辺の地は奈良時代に古代長岡郡が建設された可能性のあることを本書掲載の平川氏の論文は指摘している。このことからすれば、本遺跡は古代長岡郡に造営された城柵、官衙等何らかの国家的施設と考えることができよう。

さて、ここで再び外郭施設についてふれてみると、本遺跡では築地と土塁が時期を異にして巡っている。さらに、なかにいくつかの小丘陵をとり込んでいるという立地条件を考慮してみると、築地が巡るという点では数ある城柵、官衙遺跡のなかでも多賀城や秋田城に、土塁が巡るという点では伊治城や桃生城に類似しているという2つの面を有していることになる。これは他に類例のない本遺跡の大きな特徴である。築地と土塁の変遷は現在のところ明らかではないが、ただ本遺跡における年代からみて、文献上奈良時代後半から現われてくる桃生城や伊治城の外郭施設が土塁を主体としたものであること、多賀城や秋田城にみるように、それ以前は築地を主体としたものであったことと考え併せ興味深い点である。

また外郭施設に伴うものとして櫓状の建物跡がある。近年、櫓状の建物跡についての研究もなされ始めており、年代的には奈良時代後半から平安時代にかけて出現することが明らかにされている。したがって、本遺跡においては限定はできなかったが、おおよそはその年代幅のなかに含まれるものと考えられる。

引用文献

阿部博志・千葉宗久（1980）：「東北新幹線関係遺跡調査報告書Ⅱ－台の山遺跡－」『宮城県文化財調査報告書』第62集　宮城県教育委員会

秋田県教育委員会・湯沢市教育委員会（1974）：「鐙田遺跡発掘調査報告書」

伊東　玄三　（1958）：「仙台市西台畑出土の弥生土器」考古学雑誌44－1

（1961）：「東北日本における弥生時代の墓制」文化　25－3

（1966）：「弥生文化の発展と地域性－東北」日本の考古学Ⅲ　河出書房

伊東　信雄　（1940）：「宮城県遠田郡不動堂村素山貝塚調査報告」東北帝国大学法文学部奥羽史料調査部研究報告二

（1973）：「弥生文化」『水沢市史』－1

一迫町教育委員会（1977）：「巻掘遺跡」

岩手県教育委員会（1979）：「高松遺跡」東北新幹線関係埋蔵文化財調査報告書Ⅱ

氏家　和典　（1957）：「東北土師器の型式分類とその編年」『歴史』第14輯　東北史学会

（1967）：「陸奥国分寺出土の丸底坏をめぐって」『山形県の考古と歴史』柏倉亮吉教授還歴記念論文集刊行会

岡田茂弘・桑原滋郎（1974）：「多賀城周辺における古代坏形土器の変遷」『研究紀要』Ⅰ　宮城県多賀城跡調査研究所

岡田　　譲　（1975）：「秋草文様の系譜」『月刊文化財』144号

鈴木　勝彦他（1973）：「亀ケ岡遺跡発掘調査報告書」青森県埋蔵文化財調査報告書第14集

岡村道男・阿部朝衛・吉岡恭平・藤原妃敏（1976）：「史跡山王囲遺跡保存管理計画書」宮城県栗原郡一迫町教育委員会

岡田　茂弘　（1978）：「東北日本における古代城柵の外郭施設」『自然と文化』神尾明正先生退官記念論集

岡田　茂弘他（1970）：「日の出山窯跡群」『宮城県文化財調査報告書』第22集

小川　淳一　（1979）：「宮城県に於ける弥生時代の住居跡・石器・埋葬址集成」籾－1

（1980）：「塩沢北遺跡」本書所収

小野寺祥一郎（1979）：「五輪Ｃ遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第61集　宮城県教育委員会

片倉信光・後藤勝彦・中橋彰吾（1976）：「白石市史別巻－考古資料」白石市

角田市教育委員会（1976）：「梁瀬浦遺跡」宮城県角田市文化財調査報告第一集

菊田　　徹　（1976）：「多賀城内発見の竪穴住居跡」『研究紀要』Ⅲ　宮城県多賀城跡調査研究所

桑原　滋郎　（1976）：「東北地方における城柵の外郭線の構造」『研究紀要』Ⅲ　宮城県多賀城跡調査研究所

興野義一・遠藤智一（1970）：「宮城県玉造郡岩出山町の考古学遺跡」『岩出山町史下巻』岩出山町史編纂委員

興野義一・遠藤智一（1976）：「一迫町の歴史－原始期」『迫町史』一迫町史編纂委員会

小井川和夫・手塚均（1977）：「糠塚遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第53集

後藤　勝彦　（1969）：「埋蔵文化財四次緊急調査概報－南境貝塚」宮城県文化財調査報告第20集

住々木忠雄　（1968）：「古川市史」上巻

佐藤　信行　（1978）：「上の原Ａ遺跡」宮城県一迫町発掘調査報告第3集

佐藤　庄一　（1978）：「東北南半における弥生式土器研究の現状」考古風土記　第3号

斎藤吉弘・真山悟（1978）：「北沢遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第56集　宮城県教育委員会　宮城県開発公社

斎藤　吉弘　（1979）：「宇南遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第59集
志間　泰治　（1971）：「鱸沼遺跡」東北電力株式会社
正倉院事務所（1977）：「正倉院の大刀外装」
須藤　　隆　（1973）：「土器組成論」考古学研究　19巻4号
（1976）：「亀岡式土器の終末と東北地方における初期弥生土器の成立」考古学研究　23巻2号
芹沢　長介　（1960）：「石器時代の日本」
仙台市教育委員会（1978）：「南小泉遺跡－範囲確認調査報告書」仙台市文化財調査報告書　第13集
仙台市教育委員会・東北学院大学考古学研究部（1979）：「栗遺跡発掘調査報告書」『仙台市文化財調査報告書』第14集
千葉　宗久　（1979）：「史跡宮沢跡保存管理計画」古川市教育委員会
坪井　清足　（1954）：「福島県天王山遺跡の弥生式土器」史林36－1
楢崎　彰一　（1973）：「三彩緑釉灰釉」陶磁大系5
中橋彰吾・清野俊太郎（1978）：「観音崎遺跡」『白石市文化財調査報告書』第18集
中島　　直　（1980）：「城生遺跡」『中新田町文化財調査報告書』第4集
中村　五郎　（1976）：「東北地方南部の弥生式土器編年」東北考古学の諸問題
丹羽　　茂　（1980）：「三輪田遺跡」『古川市文化財調査報告書』第4集　古川市教育委員会
林　　謙作　（1965）：「東北」日本の考古学Ⅱ
古川　雅清　（1979）：「東北地方古代城柵官衙の外郭施設－所謂〈櫓〉跡について－」『研究紀要』Ⅵ　宮城県多賀城跡調査研究所
水沢市教育委員会（1976・78）：「胆沢城跡－昭和50・52年度発掘調査概報－」
宮城県教育委員会（1975）：「宮前遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第38集
宮城県教育委員会（1975・76・77）：「宮城県文化財調査略報－宮沢遺跡－」『宮城県文化財調査報告書』第40・42・48集
：「宮城県宮沢遺跡の調査」『考古学ジャーナル』No. 116
：「宮城県古川市宮沢遺跡の調査」『日本歴史』第331号
（1977）：「宮城県文化財調査略報－一の関遺跡－」『宮城県文化財調査報告書』第48集　宮城県教育委員会
（1979）：「宮城県文化財発掘調査略報－鶴の丸遺跡－」『宮城県文化財調査報告書』第57集
宮城県多賀城跡調査研究所（1973）：「多賀城跡－昭和47年度発掘調査概報－」
（1975・76）：「桃生城跡Ⅰ・Ⅱ－昭和49・50年度発掘調査報各－」『多賀城関連遺跡発掘調査報告書』第1・2冊
（1978）：「伊治城跡Ⅰ－昭和52年度発掘調査報告－」『多賀城関連遺跡発掘調査報告書』第3冊
森　　貢喜　（1980）：「早風遺跡」『宮崎町文化財調査報告書』第3集　宮崎町教育委員会
山ノ内清男　（1930）：「所謂亀ケ岡式土器の分布と縄文土器の終末」考古学1－3

第14表　愛宕山地区縄文土器破片集計

口縁部		包含層	堆積層Ⅰ層	堆積層Ⅱ層	堆積層Ⅲ層	合計
壺形土器	突起・平行沈線	2				2
	突起・無文	1				1
	平行沈線	3	1			4
	沈線	2				2
浅鉢形土器	工字状文	7（突起1）				7（突起1）
	工字状文	1	1	1		3
	平行沈線・刺突	1				1
	平行沈線	9	1			10
	平行沈線	3				3
	平行沈線	16（突起2）	2			18（突起2）
	平行沈線・縄文LP		2			2
	平行沈線・刺突	2				2
	沈線	2	6			8
	沈線	2	1			3
	無文	12	1			13
深鉢形土器	波状口縁・無文・縄文LR	1				1
	沈線・縄文LR	5				5
	突起・無文	1				1
	縄文L R	88	10	5	2	105
	R L	6				6
	R L R	1				1
	無文・縄文L R	12				12
	〃 R L	1				1
	無文	10	15	4		29
口縁部突起	山形	14				14
	台形	5				5
	不明		8	10	2	20
体部						
	工字状文・縄文LR	1				1
	工字状文	1				1
	平行沈線・刺突・縄文LR	1				1
	平行沈線・縄文LR	2	2			4
	〃 RL	2				2
	平行沈線・刺突	1				1
	平行沈線	7	7	1	1	16
	沈線・縄文LR				1	1
	刺突		2	5		7
	縄文L	38	32	13	1	84
	〃 R	20	16	7		43
	〃 LR	1,940	48 6	290	30	2,746
	〃 RL	38	253	175	17	483
	〃 LRL		11	1	1	13
	〃 RLR	4	9	8	1	22
	〃 LR（多条）	302	20			322
	〃 RL（〃）		22	7		29
	〃 LR（付加）	23	8			31
	〃 RL（〃）	1	5			6
	〃 LR×RL（羽状）	2	3	3	1	9
	撚糸L	18	47	10		75
	R	19	25	16		60
	l		4	6		10
	r	3	99	8	1	111
	不明縄文		69	43	1	113
	無文	438	191	94	9	732
	無不明	800	327	100	8	1,235
底部						
	縄文		2		1	3
	木葉痕		2	1	1	4
	無文	42	44	54	1	141
	脚部		1			1
合計		3,910	1,735	862	79	6,586

第15表　愛宕山地区弥生土器破片集計

口縁部	包含層	堆積層Ⅰ層	堆積層Ⅱ層	堆積層Ⅲ層	計
沈線・刺突	3				3
〃	3	1			4
〃 ・縄文（LR）		2			2
〃 〃（RL）		1			1
縄文（LR）		1			1
（RL）	3			1	4
無文	4				4
不明		59	35	44	138
体部					
沈線・縄文LR・刺突	1				1
〃・・LR 〃	39	23	18		80
〃・〃RL	23	21	16	1	61
〃・撚糸L	2				2
〃 〃R	3				3
〃 〃ℓ	2				2
〃・刺突		1			1
〃	50	24	21		95
刺突	2				2
縄文LL	9				9
〃 R	7				7
〃 LR	225				225
〃 RL	288				288
〃 LR（多条）	6				6
〃 RL）〃）	2				2
〃 LR（付加）	2				2
〃 RL（〃）	6				6
〃 LRL	3				3
〃 RLR	6				6
撚糸 L	64				64
〃 R	5				5
〃 ℓ	14				14
〃 r	3				3
不明縄文	63				63
無文	137				137
不明	110				111
底部	34				34
合計	1,119	133	90	46	1,388

第16表　長者原地区縄文土器破片集計

	Ⅰ　層	Ⅱ　層	Ⅲ　層	Ⅳ　層	50 － x	x － x	52 － x	計
縄　文　L	1	1	1				1	4
縄　文　R			3					3
縄　文　L　R	4、1、1	1			2	1		10
縄　文　R　L	2、6、2	1			6			17
縄文L R L	1	2				1	1	4
縄文L R×R L								
縄文R・沈線								
縄文L R・沈線		1						1
縄文R L・沈線	1	1			1			3
沈　　線	1	1						2
刺突一沈線								
無　　文	1、1、1	1	1		1			6
不　　明	1、14	1				1	1	17
（口縁部）					1			1
縄　文　L　R	1							1
縄　文　R　L				1		1	1	2
縄文R、沈線			1	1				2
無　　文								
（底　部）						1	1	1
無　　文				1				1
（台　部）								
沈　　線								
器台、沈線		1						1
合　　計	39	11	6	3	11	5	1	76

第17表　川能地区弥生土器破片集計

	1　層	第1土壙1	第2土壙1	x－x 1 層	第1溝堆積土	第2溝堆積土	住　居	計
縄　文　R		1	2		1		2	6
縄　文　L　R	14	9	15		16	5		59
縄　文　R　L	6	3	16		9		1	35
縄文L R（綾くり）	1							1
縄　文　L　R　L			1	1	2			4
縄　文　R　L　R			1		2	1		5
縄文L R・沈線		1						1
縄文R L・沈線	1	2	1		2	1		7
撚　糸　文　L			1					1
撚　糸　文　R	1	1	4			6	1	13
撚　糸　文　l	1	2						4
撚　糸　文　r		3	10		2		1	16
撚糸文l（押圧）					2			1
撚糸文L×L					6			3
撚糸文R×R			1、1					2
撚糸文R・刺突			1					1
撚糸文r・沈線								
不　明　縄　文		3						3
沈　　線	3	1	3			2		9
無　　文	1	2			12	1	3	19
不　　明	7	22	14		10	5		58
（口縁部）								
縄　文　L　R			1		5	1		7
縄　文　R　L								
撚　糸　文　l			1					1
沈　　線	1							1
無　　文		2				1	2	5
（底　部）					1			1
沈　　線								
無　　文								
不　　明						1		1
合　　計	36	52	77	1	64	24	10	264

第18表　土師器・須恵器破片集計(1)

器形	部位	器面調整 外面－内面	愛宮山地区 Ⅰ層	Ⅱ層	第1溝 横土	第1溝 埋	第1溝 底	第2溝 埋	第2溝 底	第4住 埋	第1住 埋	第2住 埋	第3住 埋	第4住 埋	第4住 床	第4住 カマド	第4住 貯	第1ピット群 ピット1	長者原地区 Ⅰ層	Ⅱ層	第1ピット群 横土	第1表 埋	第2表 埋	第3表 埋	第4表 埋	第5表 埋	第6表 埋	合計
土師器	口縁部	ミガキ－ミガキ(黒)	8	12																								20
		ミガキ(黒)－ミガキ(黒)	2	9				2												1								14
		ミガキ－ミガキ		4																								4
		ココナデ－ミガキ(黒)	4	21															3					1			1	30
		ロクロ－ミガキ(黒)	16	55		1	1	13		3					2				1									92
		ロクロ－ミガキ	6	56															3							1		66
		不明－ミガキ(黒)	13	23	1			5							1				2									45
		不明－ミガキ	3	7				1																				11
		不明－不明	3	12				4																				19
	体部	ミガキ－ミガキ(黒)	5	19				1																				25
		ミガキ(黒)－ミガキ(黒)	2	16															1									19
		ミガキ－ミガキ	1	2																								3
		ケズリ－ミガキ(黒)	15	41				2		2									6									66
		ケズリ－ミガキ		10															1									11
		ロクロ－ミガキ(黒)	17	94				10		1									1									123
		ロクロ－ミガキ	2	76															1									49
		不明－ミガキ(黒)	22	92		4		11		3					3				6									141
		不明－ミガキ	1	16															3							1		21
		不明－不明	6	12																					1			19
	底部	ケズリ	20	30	1	1		5				1																58
		ミガキ	2	3		1																						6
		糸切り	20	78				4		1				1					1	2					1			108
		ヘラ切り		2																								2
		台付 糸切り	2	12																								14
		台付 ヘラ切り																										
		台付 不明	6	9				1																				16
		不明	13	30				11				1																55
須恵器	口縁部	横ナデ－横ナデ	137	635	1	3	1	13	2	3									61	1	1				3	11	17	874
		横ナデ－ミガキ	4	6															3								1	14
		横ナデ－ミガキ(黒)	1	8															1								2	12
		横ナデ－刷毛目	2	11																								13
		横ナデ－不明	28	133		1			1										2									165
		ミガキ－横ナデ	2	1																								3
		ミガキ－ミガキ(黒)		4																								4
		刷毛目－横ナデ		1																								1
		刷毛目－ナデ	4	27																								31
		刷毛目－不明	2	17																								19
		ナデ－横ナデ		1																								1
		ナデ－ナデ		1																								1
		ナデ－ミガキ(黒)	2																									2
		ナデ－不明		1																								1
		ロクロ－ロクロ	1	36																								37
		ロクロ－不明	2	2																							1	5
		不明－横ナデ	17	86				1																				104
		不明－ミガキ(黒)	1	1																								2
		不明－ミガキ		2															1									3
		不明－刷毛目	3	2																								5
		不明－不明	43	197		1		5		1								1	5	1	1						1	256
	体部	刷毛目－刷毛目	30	130		1		1											3	2								167
		刷毛目－ヘラナデ	4	26										1					2								1	34
		刷毛目－ナデ	32	202				1											25	4			1			3	7	275
		刷毛目－ミガキ(黒)		10																								10
		刷毛目－不明	19	124															21	3						1	1	169
		ケズリ－刷毛目	55	170					1	1									1									228
		ケズリ－ヘラナデ	34	135				1											3									173
		ケズリ－ナデ	363	1,193	2	4		19	1	7									79	2						1	13	1,684
		ケズリ－ミガキ(黒)	21	76															4								1	102
		ケズリ－ミガキ	1	42															4	1							1	49
		ケズリ－不明	215	729	2	4		12		7									27	4	1		1			1	5	1,008
		軽いケズリ－刷毛目	3	33																								36
		軽いケズリ－ヘラナデ	3	46																								49
		軽いケズリ－ナデ	35	114	1	2		1											12	1						1	6	173
		軽いケズリ－ミガキ	5	4																							1	10
		軽いケズリ－ミガキ(黒)		5																								5
		軽いケズリ－不明	12	33															1									46
		ミガキ－刷毛目	1	4																								5
		ミガキ－ヘラナデ																										
		ミガキ－ナデ	1	6															1									8
		ミガキ－ミガキ		5															1	1								7
		ミガキ－ミガキ(黒)	1	4															1									6
		ミガキ－不明	6	11															1									18
		ナデ－刷毛目	5	34																								39
		ナデ－ヘラナデ	6	11															3									20
		ナデ－ナデ	63	411				6		2									58	5	4				1	1	1	10	562
		ナデ－ミガキ	6	16																								22
		ナデ－ミガキ(黒)		1																								1
		ナデ－不明	35	185															13									233
		ロクロ－ロクロ	9	81				4																				94

土師器・須恵器破片集計(2)

	器形	部位	器面調整 外面－内面	愛宮山地区 I層	II層	第1溝 積土	第1溝 堀	第1溝 底	第2溝 堀	第2溝 底	第4溝 堀	第1住 堀	第2住 堀	第3住 堀	第4住 堀	第4住 床	第4住 カマド	第4住 貯	第4住 ピット2	長者原地区 I層	II層	第1溝 積土	第1溝 堀	第2溝 堀	第3溝 堀	第4溝 堀	第5溝 堀	第6溝 堀	合計
土師器	甕	体部	ロクロ－刷毛目	2	14		2																						18
			ロクロ－ナデ	7	22		1		3	1																			44
			ロクロ－ミガキ		5																								5
			ロクロ－ミガキ(黒)		3															1									4
			ロクロ－不明	11	34				1																				46
			タタキ(平行)－刷毛目		6																								6
			タタキ(平行)－ナデ	2	3																								5
			タタキ(平行)－オサエ																							2			2
			タタキ(平行)－不明	1	9				1																				11
			不明－刷毛目	27	161				1											9								3	201
			不明－ヘラナデ	5	75						12			1						14	1						1	3	112
			不明－ナデ	361	1,437	5	9		22		2			1		5				242	3	2		1	2	9	15	48	2,164
			不明－ミガキ	12	16															2	2							1	33
			不明－ミガキ(黒)	18	72				4											8	1								103
			不明－不明	1,468	2,576	8	23		107	4	43	6	3	1		6			4	348	11	2		1	1	1	7	12	65	4,699
		底部	木葉痕	42	97		1		5		1			1						9								1	1	15858
			糸切り	13	55																								68
			ケズリ	29	73											1												5	108
			ナデ	2	32																								34
			ミガキ	5	11																1								17
			台付	2	2		1																						5
			不明	106	383	2			12		3									20	1	1		1			3		532
須恵器	坏	口		85	270	2	2		48	1	3				1	2			1	5		1						2	424
		体		55	118		2	1	26		1					2											1		206
		底部	ヘラ切り	11	36				7		1																		55
			糸切り 回転	12	54				7	1						1					1								76
			糸切り 静止	1	2																								3
			ヘラケズリ 回転	17	43		1		2											5					2			1	71
			ヘラケズリ 手持	4	9		1																				1	1	16
			台付 ヘラ切り	1	1				1																				3
			台付 糸切り	3	3																								6
			台付 不明	4	13																								17
			不明	31	62	1			16											1							2		113
	甕	口		35	49		2		13	1										1					1				102
		頸部	波状沈線	5	4																								9
			ナデ	18	28				1	1																			48
			不明	1																									1
		体部	平行－平行		12				2											1									15
			－青海波	17	28				2	1																			48
			－オサエ	111	137		2	1	11		1									2	1			1	1	1		1	270
			－刷毛目		26																								26
			－ナデ	51	51				1																				103
			－不明	24	65		2		7		1					2													101
			格子－青海波	4																									4
			－オサエ	6	1																								7
			－ナデ	4																									4
			－不明		5																								5
			ケズリ－青海波																										
			－オサエ		9		1				1																		11
			－刷毛目		1																								1
			－ナデ	51	74		1		10						1	3	1	1		1							1		144
			－不明	13	8				2																				23
			ナデ－青海波	2	4																								6
			－オサエ		5																								5
			－ナデ	53	70		1		4											1			1						130
			－不明	13	10		1		1											1									26
			ハケ目－青海波		3																								3
			－刷毛目		3																								3
			－不明		1				5																				6
			ロクロ－ロクロ	13	12		1		5												1								32
			－ナデ	13	21				5	1						1				1									42
			－不明	7	5				1																				13
			不明－青海波	2	1				1																				4
			－オサエ	9	16		3		1											1	3			1	2				36
			－ナデ	35	87				7							2				1	1								133
			－不明	42	61		3		14											3	3							4	130
		底部	糸切り	2	2																								4
			ケズリ	11	7		1		1											1									21
			台付	9	8																								17
			不明	18	8				3							1							1						31
	壺	口			3																								3
		頸		6	7											1													14
		体		9	7		1		7					1											1				26
	蓋	宝珠	リング	1	4																								5
		口		6	15				6																				27
		天井		4	16																								20
赤焼土器	坏	口		4	11				1				1																17
		体		3	7				2																				12
		底		2	6																								8
	合計			4,345	12,316	26	85	4	510	16	100	6	6	5	4	33	1	1	6	1,040	58	13	2	5	5	13	23	58	203	18,884

（附）宮沢遺跡に関する文献上の検討

平川　南〔東北歴史資料館〕

1

宮沢遺跡の所在地は現在、古川市宮沢大字宮沢・川熊・長岡となっているが、この地が古川市に合併される以前は栗原郡宮沢村であった。

近世においては、仙台藩の『仙台御領内古城御書上記』（延宝年間〈1673～81〉）によれば、栗原郡の項に「小野村」「雨生沢村」が見える。小野村は遺跡の東、雨生沢村は西北に、それぞれ位置している。佐久間洞巌の『奥羽観蹟聞老志』巻8（享保4〈1719〉年）には、栗原郡は4部に分れ、一迫、二迫、三迫とそれ以外に23村を栗原荘と称するという。そして、栗原郡の項に荘厳寺が見え、「在二小林村一山号二虚空山一玉造郡三町目之間也。」と記されている。この小林村は遺跡の西にある。さらに、田辺希文の『封内風土記』（明和9〈1772〉年）巻18上の栗原郡の頃には、栗原郡を5区に分け、栗原荘は「十七邑」となっている。それは以下の「十七邑」である。

小林邑、桜目邑、沢田邑、宮沢邑、川熊邑、荒谷邑、長岡邑、小野邑、雨生沢邑、北宮沢清水沢邑、清滝邑、荻生田邑、西邑、高清水邑、富邑、中邑

これら17村は遺跡の所在する川熊村、宮沢村、長岡村を中心に、周囲に接する小林村、桜目村沢田村、荒谷村、小野村、北宮沢村、雨生沢村、さらに荻生田村、清水沢村、清滝村も東北のきわめて近い位置に所在する。この他の4村は遺跡の東北方に位置し、現在の高清水町・瀬峰町に該当する地域である。したがって、宮沢遺跡のある近世の栗原荘は広大な栗原郡域の中でも、東南隅に位置する長岡丘陵沿いに東西に広がりをもち、西は江合川で玉造郡との境を分けられているきわめて限定された狭い地域と考えられる。

ところで、宮沢の地が栗原郡に併合されていることを示す現在知られる最も古い史料は次にあげる「伊達家記録抜書」（貞享2〈1685〉年4月14日江戸幕府の命により作成した書上）（『伊達政宗卿伝記史料』所収）の天正18（1590）年11月15日の項に、

（上略）政宗者大崎領栗原郡宮沢之城に相働、彼地より名生に以使無別心旨申遣候ハ政宗宮沢之城に致近陣候處、城主岩崎讃岐義久及難儀、城内之者共身命可相扶候、（下略）

と見えるものである。この「宮沢之城」については、前掲の『封内風土記』の宮沢村の項に、

古墨一。伝云。古昔大崎家臣。岩崎讃岐義久所レ居。今長沼五郎助致辰居レ之。

と見え、本遺跡とは直接関連ないとされている註(1)。

次に、中世の史料を中心として、宮沢遺跡の該当郡を推定する手がかりを得ることにする。

『吾妻鏡』建暦元（1211）年4月2日条

陸奥国長岡郡小林新熊野社壇堂舎等者。当国守秀衡法師之時。為二豊前介実俊奉行一加二造営一。

（国土地理院発行1/50,000「古川・福谷」を複製）

第117図　遺跡周辺の地形図

剰秀衡。元暦二年八月。以二郡内荒野三十町一奉レ寄之。文治五年八月。右大将家入二御奥州一之次。可レ止二狼籍一之由。被レ下二御教書一訖。其後畠山二郎重忠知二行当郡一之時。殊以崇二敬之一。（下略）

「小林」は先述したとおり、遺跡のすぐ西に位置している。なお、この長岡郡とは別に、『吾妻鏡』には「葛岡郡」という郡名が見える。

○文治5（1189）年8月20日条

卯剋。二品令レ赴二玉造郡一給。則圍二泰衡多加波々城一給之處。泰衡兼去レ城逃亡。自残留郎従等束レ手帰降。此上者。出二于葛岡郡一赴二平泉一給。（下略）

○文治5年9月20日条

（上略）畠山次郎重忠賜二葛岡郡一。是狭少之地也（下略）

○正治2（1200）年5月28日条

陸奥国葛岡郡新熊野社僧論二坊領境一。両方帯二文書一。望二惣地頭畠山次郎重忠成敗一。重忠辞云。当社雖レ在二領内一。秀衡管領之時。令レ致二公家御祈祷一。（下略）

○安貞元（1227）年3月27日条

晴。大進僧都寛基。陸奥葛岡郡小林新熊野礼拝領之間。殊興二行社務一者。是御祈祷賞云云。

この4つの記事から次のような点が明らかになるであろう。まず葛岡郡は畠山重忠の領地であるが、狭少の地である。また、陸奥国の玉造郡に近い位置にある。新熊野社は畠山氏の領地内にあり、安貞元年条には「陸奥葛岡郡小林新熊野社」とある。一方、さきの建暦元年条では、「長岡郡」は畠山重忠の領地であり、「陸奥国長岡郡小林新熊野社」とある。

したがって、古代末から中世初頭にかけて、『吾妻鏡』にみえる「葛岡郡」は長岡郡の誤写か一時的に改称したものかどうか決めかねるが、長岡郡の地を指していることは間違いなかろう註(2)。

さらに降って、次の2史料に長岡郡関係の地名がみえる。

○斯波直持知行宛行状〔鬼柳文書〕

陸奥国長岡郡内小野郷事

右、所宛行也、守先例、可致沙汰之状如件

(1365年)　　(斯波直持)
貞治四年八月十一日　　左京大夫（花押）

和賀鬼柳常陸入道殿

○余目記録写〔岩手県水沢市小幡伸吾氏所蔵〕

一、口時吉良殿、畠山殿とり合也、吉良殿ハこま崎ニ控給ふ、畠山殿長岡郡沢田要害へ打入給ふ、大崎ハ近所也、大崎より打出、羽黒堂山、長岡之地蔵堂山に陣を取給ふ之間こらへかねすててニ長世保升番神ニ築館給ふ（下略）

「余目記録写」は永正 11（1514）年に書かれたものだが、記載内容は奥州四管領の対立の一コマとして、吉良満家と畠山国詮の対決がくり返された際の大崎地方における両者の対陣を記したものである。

この他にも、金石文の資料として、栗駒町八所権現鰐口名には

「寄附鰐口一器於陸奥長岡郡荒谷郷安養寺時寛正三年（1462 年）壬午二月廿四日願主常徳」

とある。

以上の中世の資料から、長岡郡そのものの存続は 15 世紀半ばまで確認できる〔郡名だけならば、『拾芥抄』（永仁 2〈1294〉年以前成立）および『節用集』（文安元〈1444〉～文明 6〈1474〉年）にも長岡郡が見える〕。一方、天正 18（1590）年の「栗原郡宮沢之城」を上限とし、近世史料においては長岡郡は消え、栗原郡に併合されているのである。

なお、「長岡」の地名はこの地の地形によるものとされ、西は宮沢からその尾は田尻町の東北に達している長い丘陵の意であろう。現在、「長岡」という地名は宮城県内に 2 ケ所ある。その一つは名取郡（現岩沼市長岡）に属するもので、古代の長岡郡が現在の宮城県北部であることは史料上明らかであるから、これはあたらない。もう 1 つの長岡が本遺跡に接した古川市長岡である。『和名類聚抄』によれば、長岡郡は「長岡郷」と「溺（潴）城郷」の 2 郷より成る。したがって、長岡は郡名と同時に郷名でもある。「溺（潴）城」は「ヌマキ」または「ヌキ」と読ませ、今、遠田郡田尻町に属し、古川市長岡および荒谷に接した沼木という所が該当するとされている註(3)。

つまり、長岡郡は西に長岡郷、東に溺（潴）城郷の 2 郷からなる小郡である。そして、長岡郡の東限と西限については、まず前者は前掲の「鬼柳文書」貞治 4（1365）年に見える「長岡郡内小野郷」の東に接する小松（現遠田郡田尻町小松）が『延喜神名帳』所載の新田郡「子松神社」および慶滋保胤『日本往生極楽記』（寛和年間〈985～987〉成立）に「陸奥国新田郡小松寺」云々とあることから、長岡丘陵の東部は新田郡として切りはなされている可能性もある。つぎに、西の境界については、下記のように考えられる。興国 6＝貞和元（1345）年 11 月 4 日北畠顕信御教書〔多田文書〕に「玉造郡内富田・三町目両郷」とある。三町目は近世における玉造郡三丁目村（現玉造郡岩出山町三丁目）で、江合川のすぐ西にある。ところで『続紀』神護景雲 3（769）年 3 月辛巳条の「玉造郡人下毛野府見公」に見える「府見」は近世には玉造郡伏見村（現古川市伏見）で、先の三丁目の西に接している。したがって長岡郡は西を江合川によって、玉造郡と画されていることになる。

以上みてきた時、長岡郡は北の境界は不明だが、西を玉造郡、東を新田郡と接したきわめて限られた地域となるであろう。この点について、上記の中世の資料に見える「小林」「小野」「沢田」「荒谷」がいずれも、本遺跡に近接し、1 つのまとまりを示していることと、『吾妻鏡』文治

5 年 9 月条で、一応長岡郡のこととみられる「葛岡郡」が「狭小之地也」と表現されていることが対応するのかもしれない。そして、長岡郡の地域的広がりがこのように郡成立以来、狭少で一定していたとするならば、長岡郡は中世末頃に、一部、他郡に割かれたかもしれないが、大半は栗原郡に併合され、その旧長岡郡域が近世の“栗原荘”の主体をなしたとみることができるであろう。

本遺跡の周辺に地名の遺存する「小林」「小野」「沢田」「荒谷」が中世資料で長岡郡と見え、さらに現在の古川市“長岡”は長岡郡長岡郷の郡郷名と一致し、遺跡の一部に含まれている。

結局、本遺跡の所在する地は古代の長岡郡の中心である長岡郷に属するとみてさしつかえないであろう。

2

そこで、つぎには、古代の長岡郡について検討しなければならない。

長岡郡の初見資料は『続日本紀』（以下『続紀』と記す）延暦 8（789）年 8 月己亥条である。すなわち、

勅。陸奥国入レ軍人等。今年田租。宜二皆免一レ之。兼給二復二年一。其牡鹿。小田。新田。長岡。志太。玉造。富田。色麻。賀美。黒川等一十箇郡。与レ賊接レ居。不レ可二同等一。故特延二復年一。

とある。まず、「黒川等一十箇郡」について、検討しておく必要がある。

『類聚三代格』弘仁元(810)年 2 月 23 日官符には「黒川以北奥郡」とあることから明らかなように、黒川以北の諸郡は一定の地域的まとまりを示し、行政上の取扱いも陸奥国府の置かれた多賀城以南の諸郡とは明瞭に区分されていた。例えば、『続紀』天平勝宝 4(752)年 2 月丙寅条には、

陸奥国調庸者。多賀以北諸郡令レ輸二黄金一。其法。正丁四人一両。以南諸郡依レ旧輸レ布。

とある。

延暦 8 年条の「黒川等一十箇郡」は「与賊接居」という理由から、特に後年を延長されている。ところが、栗原郡（神護景雲 3〈769〉年初見）・桃生郡（宝亀 2〈772〉年初見）・遠田郡（天平 9〈737〉年初見）の 3 郡はこの当時の陸奥国北部地域で、すでに史料上、建郡の事実が確認できるにもかかわらず、10 郡のうちに含まれていない。9 世紀後半以降、陸奥国北部に、海道地域には桃生城、山道地域には伊治城が設置され、それぞれ桃生郡、栗原郡を成立させたのであるが、不安定な状況下にあったことは史料上に散見する（『続紀』神護景雲 2〈768〉年 12 月丙辰条、同年 2 月丙辰条などの桃生・伊治両城への移住奨励策と宝亀 5（774）年・宝亀 11（780）年の蝦夷の反乱などに端的にうかがえる）。こののちの史料でも、『続日本後紀』承和 4(837)年 4 月癸丑条には、「又栗原賀美両郡百姓逃出者多。不レ得二抑留一者。臣浄野商量。防レ禍静レ騒。

須レ慎二未然一。加以。栗原桃生以北俘囚。控レ弦巨多。似レ従二皇化。反覆不レ定。」とあることからも、栗原・桃生両郡が騒擾状態にあり、令制郡の確立を意図しながら、不調の状態の連続であったようである。また、遠田郡の初見は『続紀』天平9(730)年4月戊午条に「差二田夷遠田郡領外従七位上遠田君雄人一。遣二海道一。」という記載(同延暦9〈790〉年5月庚午条も同様)である。このように、遠田郡の郡領自らが田夷と付加されていることをみても、遠田郡が令制郡として他と異なる扱いを受けていたことが予測される。特に、延暦8年条は租税免除に関する規定だけに、桃生・栗原・遠田3郡の令制郡としての体裁に疑問をいだかざるをえない。

この「黒川等一十箇郡」と同様の表現は『続紀』宝亀元(770)年 4 月癸巳条にも「陸奥国黒川・賀美等一十郡」とある。なお、黒川以北の諸郡はさらに山道・海道両地域に2分され、実際に機能し、一種の広域の行政ブロックを形成していたのである註(4)。

延暦8年条の長岡郡の初見史料に先立ち、「長岡」と見える『続紀』宝亀11(780)年2月丙午条は次のとおりである。

陸奥国言。去正月廿六日。賊入二長岡一焼二百姓家一。官軍追討彼此相殺。若今不二早攻伐一。恐来犯不レ止。請三月中旬発レ兵討レ賊并造二覚鱉城一置レ兵鎮レ戍。勅曰。夫狼子野心。不レ顧二恩義一。敢恃二険阻一。屢犯二辺境一。兵雖二凶器一。事不レ獲レ止。宜発二三千兵一。以刈二遣孽一。以滅二余燼一。凡軍機動静。以二便宜一随レ事。

まず、この事件の前後の情勢をみてみたい。この記事に先立ち、同2月丁酉条によれば、賊がしばしば来犯するので、軍士3千人を差発し、3・4月以降、賊地に進み、覚鱉城を造りたいという陸奥国の奏言に対して、勅が下され、海道の賊は遠いが、山道の賊が居近く、来犯するのに対しては、覚鱉城を造り、胆沢の地を碍ぐべしという。

したがって、宝亀 11 年正月、長岡の地に侵入してきた賊は山道地域に住するものであったと思われる。このことは、この直後の3月に起きた伊治公呰麻呂の乱と深く関連を有するであろう（『続紀』宝亀11年3月丁亥条）。

すなわち按察使紀広純の建議にもとづき、覚鱉柵の造営が開始され、広純は牡鹿郡大領道嶋大楯と上治郡大領伊治公呰麻呂を引きつれ、伊治城に拠をおいた。しかし呰麻呂の反乱により、広純、大楯が殺害され、国府多賀城も難なく陥されているのである。

これより先、宝亀5(775)年には、造営後まもない桃生城が、海道蝦夷に攻められている。海道地域に新らたな令制郡の建郡を目指し、桃生城を造営し、神護景雲元(757)年には、山道地域に同様の目的で伊治城が造営され、栗原郡が建てられたのである。しかし、「長岡」の北に位置する栗原郡が遠田・桃生両郡同様、容易に令制郡の体裁を整えることができなかったことは前述したとおりである。このような政情が、山道の賊が容易に南下し、「長岡」の地を侵し、さらに伊治公呰麻呂の乱の際、国府多賀城を難なく陥す結果を生みだしたのでないだろうか。

ところで、宝亀 11 年条の「長岡」という表現だけでは、ただちに長岡郡の初見史料とはみることはできない註(5)。しかし、もし宝亀 11 年段階で「長岡郡」が成立していない場合でも、賊が「百姓家」を焼くという記載および、「長岡」の北にはすでに栗原郡の建郡をみており、新田郡・玉造郡・志田郡などの令制郡と接する位置にあったと思われるから、「長岡」の地が宝亀 11 年当時律令国家の版図に含まれていたと考えてよいであろう註(6)。その場合、「長岡」の地が上記のいずれの郡に属していたかはただちに決めがたいのである。

長岡郡についてはその後の動向を示すような古代の文献史料はみあたらず、わずかに『延喜式』『和名類聚抄』などに郡名を載せ、その存続が知られるのみである。

『延喜式』民部上の陸奥国黒川以北の郡名の記載をみると、

黒川　賀美　色麻　玉造　志太　栗原　磐井　江刺　胆沢　長岡　新田　小田　遠田　登米　桃生　気仙　牡鹿

とある。黒川～栗原まではいわゆる山道地域であり、次に磐井・江刺・胆沢の“主胆沢”地域がきて、長岡～牡鹿はいわゆる海道地域である。ところが『和名類聚抄』刊本郡部の郡名の記載は海道地域について若干記載順が異なるものの、長岡郡は『延喜民部式』同様、海道地域の先頭に記されている。しかし、同刊本郷部では、星河（黒川）・賀美・色麻・玉造・志太・長岡・栗原とあり、長岡郡は山道地域に含まれている。高山寺本も同様に山道地域に記している。このことは単なる誤記とみなすよりも、長岡郡の地理的位置が山海両道の分岐点に存在した事実を反映していると判断すべきではないだろうか。したがって、この点が、実は長岡郡が 8 世紀の陸奥国北部地域の不安定な情勢の中で、あえて 2 郷の小郡ながら建置された意義ではないかと考えられる。

3

本遺跡の所在する地は近世以降は栗原郡（現在は古川市に併合）に属しているが、中世資料では、遺跡の周囲に近接する「小林」「小野」「沢田」「荒谷」などはすべて長岡郡と見える。また、「長岡」の遺名は遺跡の南に接して位置している。本遺跡を囲む形で中世資料にみえる地名は 1 つのまとまりを示しており、近世において、栗原郡に併合されたのちも、このまとまりは“栗原荘”の主体を形成している。そして、このまとまりが「長岡郷」「潴城郷」との 2 郷からなる「狭少之地」であることを意味しているかもしれない。

これらのことからは古代の長岡郡域を完全に復元することはできないが、少なくとも、本遺跡を囲む一帯は古代末以降、中世末まで一貫して長岡郡に含まれているといえよう。さらにこの地は「長岡」の遺名を考慮した場合、古代の長岡郡のうちでも、その中心と思われる長岡郷に属するとみて大過ないであろう。

古代の長岡郡は延暦 8(789)年を初見史料とする。郡の成立時期は決めかねるものの、宝亀 11（780）年段階で、たとえ長岡郡が成立していないとしても、この地は他の令制郡(例えば、新田郡・玉造郡・志田郡など)に属していたと思われる。

一方、長岡郡一帯が 8〜9 世紀にかけて、終始政情不安定な状態におかれていたことはたしかである。そして、長岡郡の地が 2 郷しかないのにもかかわらず、建郡した背景には、そうした政治情勢に加えて、9 世紀段階の陸奥国北部の山道・海道両地域の接点に位置する重要な地域であったことと無関係ではないであろう。

本遺跡は発掘調査の結果、奈良時代から平安時代にかけての古代の城柵・官衙遺跡であるとした。しかし、遺跡の一部しか発掘調査していない現段階では、遺跡の時期・規模・構造などについて、ほとんど具体的に解明していないし、その性格も明確にとらえられていない。したがって、本遺跡を古代の城柵・官衙遺跡とみた場合でも、上記の考察により、本遺跡が古代の長岡郡内に所在したであろうといえるものの、文献上にみえる具体的な城柵名などを比定することは現状では無理であろう。

註(1)　近世の宮沢城跡は現在の古川市宮沢に所在し、本遺跡の西方に位置する。その全貌は古川市宮沢在住菊地千代治氏所蔵の近世の絵図によって知られる。

註(2)　この考え方は早くは岩崎綱雄『栗原郡旧地考』(弘化 4〈1847〉)に見え、吉田東伍『大日本地名辞書』も同様な立場をとっている。

註(3)　吉田東伍『大日本地名辞書』

註(4)　拙稿「古代の白河郡について」(福島県文化財調査報告書第 54 集『関和久遺跡Ⅳ』付章) 1976 年。

註(5)　この点について、邨岡良弼『日本地理志料』(明治 36 年初版)の陸奥国長岡郡の項の註として、つぎのように述べている。

宝亀十一年紀　夷賊入㆓長岡㆒　焚㆓掠百姓㆒　官兵討㆑之　尋築㆓覚鱉城㆒　以塞㆓寇道㆒　蓋是時建為㆑郡也

夷賊が長岡を侵したので、官兵がこれを討ち、ついで、覚鱉城を築いて、寇道を塞いだ。この時に郡が成立したであろうとしている。

なお、この邨岡説について、先の「宮沢遺跡」〔『宮城県文化財発掘調査略報(昭和 50 年度分)』所収　1976 年〕の中では、覚鱉城が長岡の地に建てられ、それを契機として長岡郡が成立したと解し、邨岡説は遺跡などに関係なく、文献史料の上からだけで唱えられたものだけに、傾聴すべき価値があると思われるとした。しかし、上記の邨岡氏の註記から覚鱉城が長岡の地に建てられたとは読みとりがたいので、ここで訂正しておきたい。また、

本報告書の本文中にも述べたように、宝亀 11 年条からだけでは、「是時建為郡也」ということも決めがたい。ただし、長岡郡の成立については、ほとんど 8 世紀半は以前とするのが一般的な見解であるなかで、邨岡説は書物の性格上、根拠を示していないが、宝亀 11 年の事件を契機として、長岡郡の建郡を考えることも可能性があるだけに、この点については今後の検討課題としておきたい。

註(6)　考古学上も本遺跡の西に位置する小林字浦越に多賀城跡第Ⅰ期（8 世紀前半）の重弁蓮華文鬼板・重弁蓮華文軒丸瓦などを出す大吉山瓦窯跡がある。また、本遺跡の南東に接する、長岡字三輪田の三輪田遺跡も、遺跡の性格は不明だが、同じ多賀城跡第Ⅰ期の重弁蓮華文軒丸瓦などを出土している。したがって、これらの遺跡の存在は、本遺跡周辺の長岡の地が 8 世紀前半において、すでに律令国家体制に組み込まれていることを示すのであろう。